

令和3年6月16日
於：アルカディア市ヶ谷

第70回 定例総会 第133回 理事会

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 令和3年度事業計画案

第4号議案 令和3年度収支予算案

第5号議案 令和3年度第1次補正予算案

全国専修学校各種学校総連合会

目 次

第 1 号議案 令和 2 年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

1. 会議の開催（P 1）
2. 委員会活動（P 4）
3. 「7 月 1 1 日職業教育の日」の推進のための広報活動（P 9）
4. 留学生の受け入れの推進（P 9）
5. 課程別部会活動報告（P 9）
6. 分野別専門部会活動報告（P 1 3）
7. 全国私立学校審議会連合会 創立 7 0 周年記念式典・第 7 5 回総会（書面開催）について（P 1 7）

第 2 号議案 令和 2 年度決算報告ならびに監査報告・・・・・・・・・・ P 2 0

第 3 号議案 令和 3 年度事業計画案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 9

1. 運動方針（P 2 9）
 2. 会議の開催（P 3 6）
 3. 委員会活動方針（P 3 8）
 4. 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議への対応（P 4 0）
 5. 広報活動の一層の推進（P 4 1）
 6. 課程別部会活動方針（P 4 1）
 7. 分野別専門部会活動方針概要（P 5 0）
- ※ 令和 3 年度 年間主要会議日程（P 5 3）

第 4 号議案 令和 3 年度収支予算案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 4

第 5 号議案 令和 3 年度第 1 次補正予算案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 6

第1号議案 令和2年度事業報告

全専各連は、令和2年度事業計画・収支予算に基づき、専修学校および各種学校の振興と社会的地位向上を目指して各事業を行った。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、「新型コロナウイルス感染症の影響に対する専修学校各種学校への支援の構築・充実の要望」を福田益和会長名で文部科学大臣に提出、専修学校等振興議員連盟に新型コロナ対策にかかる予算措置等を要望するとともに、9月の常任理事会において「新型コロナウイルス対策等による社会経済の変化に対応した運動方針の再確認と活動の重点化」を採択し、会員校に新型コロナウイルス対策の強化を訴えた。あわせて、新型コロナウイルス感染症に対する最新の情報を文部科学省と連携し、都道府県協会等を通じて会員校へ情報提供を行った。

また、教育再生実行会議高等教育ワーキング・グループ（第5回）において、「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の専門学校の取り組みと課題」について福田会長が意見発表を行った。さらに本年度2月には、文部科学省の「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」が再開されたことから、本連合会として協力者会議の議論に組織的に対応するため、特別委員会として「職業教育の質保証・向上のための検討委員会」を設置した。なお、協力者会議については本連合会から千葉茂筆頭副会長および多忠貴理事・総務委員が委員として参画している。

厚生労働省関係については「中央訓練協議会」（訓練計画の策定等）、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構「運営委員会」（機構の事業計画・運営等）、および同機構「職業能力開発専門部会」（機構の事業実績の確認等）に関口正雄常任理事・総務委員長が委員として参画し、職業訓練その他厚生労働省の施策について協議した。

1. 会議の開催

（1）定例総会・理事会

＜第69回定例総会・第131回理事会（令和2年6月17日）／書面開催＞

以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認された。

- 第1号議案 令和元年度事業報告
- 第2号議案 令和元年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和2年度事業計画案
- 第4号議案 令和2年度収支予算案
- 第5号議案 令和2年度第1次補正予算案
- 第6号議案 役員改選

＜第132回理事会（令和3年2月25日）／書面開催＞※全専協と合同

- 第1号議案 令和3年度事業計画原案
- 第2号議案 令和3年度収支予算原案
- 令和2年度事業中間報告

（2）常任理事会

＜常任理事会（令和2年6月17日／書面開催）＞

第69回定例総会・第131回理事会に提案する以下の議案を審議した。

- 第1号議案 令和元年度事業報告
- 第2号議案 令和元年度決算報告ならびに監査報告

- 第3号議案 令和2年度事業計画案
- 第4号議案 令和2年度収支予算案
- 第5号議案 令和2年度第1次補正予算案
- 第6号議案 役員改選

<常任理事会（令和2年9月14日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 令和2・3年度役員選任
- 第2号議案 会長名文書「新型コロナウイルス対策等による社会経済の変化に対応した運動方針の再確認と活動の重点化」の発信
- 第3号議案 令和2年度全専各連役員表彰

<常任理事会（令和3年2月25日）／書面開催>※全専協と合同

- 第1号議案 令和3年度事業計画原案
- 第2号議案 令和3年度収支予算原案
- 令和2年度事業中間報告
- 理事会への対応

（3）正副会長会議（※全専協と合同）

<第2回（令和2年6月5日／アルカディア市ヶ谷）>※

- 全専各連総会（6月17日）・全専協総会（6月18日）書面開催への対応
- 大学等における修学の支援に関する法律への対応

<役員改選後第1回（令和3年2月3日／書面開催）>※

- 令和3年度事業計画原案・収支予算原案の確認
- 全専各連・全専協理事会（2月25日）への対応

（4）都道府県協会等代表者会議

11月27日、東京・アルカディア市ヶ谷において、対面とオンライン併用で開催。議題は以下のとおり。

○文部科学省関連施策

令和3年度専修学校関係概算要求、新型コロナウイルス感染症にかかる文科省施策、著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」について、高等教育の修学支援新制度、職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム認定手続き、専門職大学制度について

○全専各連現況報告

自由民主党専修学校等振興議員連盟総会について、高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試について、新型コロナウイルス感染症対策、都道府県助成状況調査結果、留学生関連、授業目的公衆送信補償金制度、厚生労働省令和3年度概算要求、令和2・3年度の主なスケジュールについて

（5）ブロック会議

全国9ブロックにおいて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全ブロックとも次年度へ開催延期となった。全専各連ではブロック会議主催県協会等に会議で使用予定であった資料等を含め情報提供を行い、会員校への周知を依頼した。なお、南関東ブロックでは10月23日に南関東ブロック連絡会議を東京都・アルカディア市ヶ谷で開催、

専修学校各種学校関係者約50名が参加した。また、中国ブロックにおいては、5県会長会議において大会決議文が採択された。

【中国ブロック大会決議】

専修学校・各種学校は、日本の教育において、大学を中心とするアカデミックラインに対し、プロフェッショナルラインとして、実践的な職業人材の育成に努めてまいりました。この間、職業実践専門課程の新設、専門職大学の実現と職業教育の充実発展に大きく寄与し、多様な人材を輩出してまいりました。

専修学校・各種学校で学ぶ学生は、高等学校卒業生のみならず、ダブルスクールの大学生、生涯学習者、離職者・求職者・教育訓練生などの社会人、海外からの留学生等幅広く、学びの分野も工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉商業実務、服飾・家政、文化・教養と多岐に渡っております。その多様性が故に、我が国が直面する今日的課題の解決に最も直結する学校種となっております。専修学校各種学校が、高等教育機関としてこれらの特性を遺憾なく発揮するためには教育の質向上、学習環境の整備、学習機会の保証が必要不可欠であると考えます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックは、世界経済に大きな打撃を与え、私たちの生活に大きな変化をもたらしたのみならず、あらゆる分野のシステムや、考え方にまで大きな影響を及ぼす結果となりました。なかでも、日本の教育システムの脆弱性、ICT教育の立ち遅れは目を覆いたくなる現状であり、残念ながら我が専修・各種学校においても同様であり、早急な対応を迫られております。

専修学校・各種学校の高等教育機関としての必要性和抱える課題解決のため国・地方公共団体に以下の項目を強く要望いたします。

記

1. 職業実践専門課程への助成

企業との連携により実践的な職業人材を育成している職業実践専門課程に対し、都道府県での振興助成が十分に行われるよう国からの財政支援を要望する。

2. 職業能力開発校との競合問題

職業能力開発施設は、専修学校・各種学校が設置する学科との競合を避け、同学科の高校への生徒募集を自粛し、役割を明確にする事を要望する。

3. 「専門学校留学生」の日本での就労、在留資格の拡大

研修・技能実習を目的とする「技能実習生」と異なり「専門学校留学生」は、専門学校で学んだ事を生かし日本企業で正社員として働くことが可能である。一人でも多くの「専門学校留学生」が卒業後、国内での就労が容易になるよう、「専門学校留学生」にこそ広く就業の門戸を開く事を求めると共に、専門学校で学ぶ事のできる全ての職種に対して在留資格が付与されるよう要望する。

4. 幼稚園教諭2種養成課程の指定について

保育士不足の中、幼保連携型施設の増加により、現場では保育士と幼稚園教諭のダブル資格取得が求められている。しかし、現在、大学とのダブルスクール以外に両資格を同時に取得する事ができず、学費の負担増、ダブル資格取得者の養成遅延が指摘されている。従って、保育士養成専門学科を幼稚園教諭2種養成課程として指定する事が出来るよう制度変更を要望する。

5. 専修学校補助に係る普通交付税の増額を要望

国から各県へ配分される専修学校補助に係る普通交付税額の増額を要望する。

6. 職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する普通課程の普通職業訓練委託費の分野別不均衡の是正

求職者向けに実施される委託訓練の一つである「長期高度人材育成コース」では、委託費

の上限単価が1月当たり12万円(外税)とされているにもかかわらず、厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースは上限設定が低く、9万円(外税)とされている。介護・保育分野も他分野と同額に設定していただくよう要望する。

7. 新型コロナウイルス感染症対策への支援

新型コロナウイルス感染症対策への支援を以下のとおり要望する。

- 専修学校・各種学校が独自に行う授業料減免や就学支援給付金など、学生生徒への支援策について、学校が負担した金額の更なる補助を要望する。
- 学生生徒が自宅で授業を受講できる環境を構築した専修学校・各種学校への機器購入費、設置工事費補助を要望する。
- 学生生徒がオンライン学習に必要な機器を購入したり、学習環境を整えるために行った工事費などに必要な補助を要望する。

以上

(6) 事務担当者会議

TCE財団と共催で4月17日、東京・アルカディア市ヶ谷で開催予定であったが、4月7日、新型コロナウイルス感染症拡大により政府から「緊急事態宣言」が発令されたことを受けて、開催を中止した。なお、会議で使用予定であった資料等を含め情報提供を行った。

2. 委員会活動

(1) 総務委員会

①会議の開催(※全専協と合同)

<正副委員長会議(令和2年5月14日/全専各連事務局会議室)>

- 新型コロナウイルス感染症対策にともなう専修学校各種学校への支援に関する要望
- 「全専各連 令和2年度事業計画案 運動方針」の修正

<第9回(令和2年5月18日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 総会(書面開催)への対応
- 令和元年度事業報告・令和2年度事業計画案
- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う専各への支援に関する要望書(案)

<第10回(令和2年8月5日/アルカディア市ヶ谷/オンライン併用)>※

- 新型コロナウイルス感染症対策への対応
- 令和3年度文科省概算要求への対応

<第11回(令和2年9月4日/アルカディア市ヶ谷/オンライン併用)>※

- 文書「新型コロナウイルス対策等による社会経済の変化に対応した運動方針の再確認と活動の重点化」の内容と全専各連役員会(9/14)での提案の手続き等の確認
- 著作権法の改正に伴う補償金制度の認可にかかる全専各連の提出意見(授業目的公衆送信補償金規程の額等に関する意見)の確認
- OECD「VET(職業教育訓練)に関わる教員およびリーダー 事業」におけるヒアリング(9/17実施)への対応
- 全専各連常任理事会、全専協理事会(9/14開催)について

<役員改選後第1回(令和2年12月16日/アルカディア市ヶ谷/オンライン併用)>※

- 令和3年度活動方針(骨子)の検討
- 令和2年度事業中間報告(概要)

＜役員改選後第2回（令和3年1月28日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞※

○令和3年度運動方針原案（基本方針・重点目標）、事業計画原案の検討

○全専各連・全専協合同理事会の運営

②担当別活動状況

＜新型コロナウイルス感染症対応に関する情報提供について＞

新型コロナウイルス感染症対応として、文部科学省専修学校教育振興室と連携して、文部科学省をはじめ各省庁から都道府県専修学校各種学校主管課等へ発出される事務連絡（新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について（レジデンス・トラックの一時停止他）、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について、令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について等合計68本）について都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

また、9月の常任理事会で提案する「新型コロナウイルス対策等による社会経済の変化に対応した運動方針の再確認と活動の重点化」の原案の取りまとめを行った。

《振興策対応》

＜専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業への対応＞

平成27年度から継続実施されている「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業（以下、実証事業）」について、本年度は新型コロナウイルス感染症対策により家計の急変した専門学校生への支援として、授業料等減免措置を講じた専門学校への緊急支援に第2次補正予算（2.6億円）が盛り込まれたこと、また「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（臨時交付金）」を活用して専門学校に助成することが可能となったことを都道府県協会等に情報提供するとともに、実証事業を実施していない自治体に対する働きかけについて依頼を行った。

＜高等教育の修学支援新制度への対応＞

令和2年4月から実施されている「高等教育の修学支援新制度」について、機関要件の確認を受けた専門学校等に対し、適切な募集活動の徹底等を通して支援の対象となり得る生徒への適切な対応について、文科省事務連絡等の周知を行った。

令和2年9月11日付けで文部科学省から機関要件の確認申請・審査を経た本制度対象機関リストが公表され、11月30日付けで追加対象機関リストが公表された。なお、要件確認校数は1,968校。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば支給の対象とするよう運用を拡充していることから、都道府県協会等を通じ会員校に対して情報提供を行った。

＜キャリア形成促進プログラム制度への対応＞

平成30年度から運用されている「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定制度」について、令和2年度推薦等の手続きに係る事務連絡文書を都道府県協会等へ情報提供し、会員校への周知協力を呼びかけた。本制度は初年度から合わせて15校19課程が認定されている。

なお、同プログラムのうち一定の基準を満たすものについては、厚生労働省が行う教育訓練給付制度の特定一般教育訓練および専門実践教育訓練の支給対象講座として認定されている。

＜独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業制度への対応＞

（独）日本学生支援機構では、奨学金制度の周知や予約採用を着実に実施し、支援対象学生

の自立活躍に向けた状況を中心に、学校担当者向けの奨学金業務研修会や業務連絡協議会等を開催しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響等から各種研修会の開催を中止した。また、コロナ禍での家計急変により奨学金の返還が困難になった場合への対応として、返還期限猶予を臨時対応として実施したことから、都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

＜文部科学省委託事業および補助事業への対応＞

令和2年度専修学校関係予算事業のうち、「専修学校における先端技術利活用実証研究」、「リカレント教育総合推進プロジェクト」、「専門学校グローバル化対応推進支援事業」、「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」、「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」の公募の開始にあわせ、ホームページにおいて会員校へ情報提供を行った。また、個別に以下の事業に対応した。

○「専修学校と地域の連携強化による職業教育魅力発信力強化事業」への対応

「社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進」プロジェクトでは、専修学校教育の理解・認知度向上に向けて、専修学校から高等学校や中学校、企業等への情報発信の在り方等について検討を行い、実態調査や事例収集、広報ツールの開発等を実施する検討会議に関口常任理事・総務委員長、清水信一常任理事・全国高等専修学校協会会長、前鼻英蔵理事、事務局員が委員として参画した。（委託調査先：（株）三菱総合研究所）。

○職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業への対応

調査研究実施委員会、実態調査検討委員会（委託調査先：（株）三菱総合研究所）、第三者評価機関等確立委員会、定義・要件等検討部会、連絡協議機関に関する検討部会（委託調査先：特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構）に関口常任理事・総務委員長と事務局員が委員として参画した。また、専修学校の教育成果等を適切に、魅力的に、継続的に情報発信するためのスタッフ養成プログラムの開発と情報公開体制の整備（委託調査先：一般社団法人全国専門学校教育研究会）を行う共通基盤整備委員会の内、普及促進WGに事務局員が参画した。

＜ISO29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）への対応＞

ISO29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）における専修学校および各種学校との連携・協力について、日本の国内審議団体である（一社）人材育成と教育サービス協議会（JAMOTE）と調整を行った。また、ISO/TC232国内審議委員会に本連合会から学校関係者が専門委員として参画した。

＜著作物の教育利用に関する関係者フォーラムへの対応＞

著作権法改正（平成30年5月）を契機として、教育活動における著作物の利用をより円滑に行うための様々な環境整備を行う必要から、「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」が発足。同協会が行う「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」に事務局員が参画した。文化庁および同協会開催「授業目的公衆送信補償金制度オンライン説明会」の開催および補償金額等について、都道府県協会等へ情報提供を行った。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、教育機関で急速に需要が高まっているオンライン授業での著作物の円滑な利用に資するため、権利者側の配慮により補償金は「無償」とされた

＜「高等教育資格承認情報センター」への対応＞

平成30年に発効したユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」に基づいて、高等教育の資格の円滑な承認に資する情報を提供する国内

組織として、「高等教育資格承認情報センター（N I C）」が（独）大学改革支援・学位授与機構内に設置されている。本規約では、締約国が相互に高等教育資格を承認・評定する枠組みを整えることにより、国際的な学生および研究者の流動性の促進を目的としている。個別の専門学校情報の整備も課題であることから、情報提供とあわせて情報収集を行った。

＜大規模災害等への対応＞

令和２年度も各地で災害が発生する中、被災状況等の情報収集にあたった。近年、予測を超えて頻発する自然災害により、被災した専修学校および各種学校の学生生徒とその保護者が通常の生活をいち早く取り戻せること、また被災した専修学校等が地域の職業教育機関として従来どおりの教育機能を果たすことが可能となるよう、改めて「激甚法」改正の必要性を確認した。

＜文部科学省・厚生労働省 令和３年度関係予算説明会の実施＞

例年のとおり開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。なお、当日配布を予定していた資料についてはホームページならびに都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

《中央教育審議会対応》

＜中央教育審議会生涯学習分科会、大学分科会への対応＞

生涯学習・社会教育の振興や視聴覚教育に関する重要事項を調査審議する生涯学習分科会および、大学・大学院教育の在り方や法科大学院教育の改善、認証評価機関の認証に関する審査等を審議する大学分科会には本連合会から福田会長が参画した。

《厚生労働省対応》

＜厚生労働省人材開発統括官との意見交換＞

厚生労働省人材開発統括官との雇用対策、能力開発等にかかる意見交換会を、２月１６日にオンライン形式にて実施。雇用対策に関する施策の推進や公共職業能力開発施設との役割分担等について意見を交わした。

＜「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」推進のための事業への対応＞

厚生労働省が策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン（以下、ガイドライン）」に適合している事業所の認定について、T C E財団の評価・認証委員会との協力のもと厚労省事業の受託機関（J A M O T E等）の委員会にそれぞれ事務局員が参画した。

＜教育訓練給付「専門実践教育訓練」への対応＞

厚生労働省が実施する教育訓練給付の令和２年１０月、令和３年４月付け講座指定申請に関連して、一般教育訓練、専門実践教育訓練および特定一般教育訓練について都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。また、職業実践専門課程との関連性が高い専門実践教育訓練の講座については、当該指定の有効期間が３年間であることから、平成２９年１０月１日付けおよび平成３０年４月１日付けで教育訓練の厚生労働大臣指定を受けた講座が令和２年１０月１日および令和３年４月１日以降も引き続き指定を受けることを希望する場合、再指定の申請が必要なことから都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

また、令和３年２月に令和３年４月付け専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の指定講座が決定、発表されたことから、ホームページにおいて情報提供を行った。なお、専門実践教育訓練の指定講座内訳は、第１類型指定講座の総数は１,５１２講座（内、新規指定は１４１講座）、第２類型指定講座の総数は７１０講座（内、新規指定は８１講座）。

＜長期人材育成コースへの対応について＞

厚生労働省では、公共職業訓練において、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを拡充し、正社員の就職に導くための訓練を実施している。同コースについては、専門学校の正規課程が条件を満たせば対象となることから、役員会や研修会において制度に関する情報提供を行い、周知協力を呼びかけた。

＜教育訓練プログラム開発事業への対応＞

厚生労働省では、労働者の様々なニーズに対応した教育訓練プログラムの開発を促進するため、新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高い教育訓練プログラムの開発・実証を委託する「教育訓練プログラム開発事業（1年および2年コース）」により開発されたプログラムを厚生労働省ホームページで公開していることから、都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。なお、同事業の内、株式会社アウトソーシングが受託したIT講師養成プログラム開発委員会の委員として事務局員が参画し、同委員会において報告書が取りまとめられた。

＜中央訓練協議会への対応＞

新規成長、雇用吸収が見込まれる産業分野における人材ニーズを踏まえ、職業訓練の重点分野および実施規模、人材定着・能力発揮ができる環境整備の方策等を検討するための「中央訓練協議会」に、本連合会から関口常任理事・総務委員長が参画した。令和元年度の全国職業訓練実施計画および地域職業訓練実施計画（公共職業訓練・求職者支援訓練）の進捗状況の確認・分析、令和3年度における全国職業訓練実施計画（案）の検討にあたり、専修学校および各種学校での公共職業訓練等への対応、コロナ禍で失業した方々の早期就業に向けて有効な職業能力等の習得方法等について、職業教育の特徴および就職や修了後のキャリア形成にかかる実績を踏まえた専修学校等の活用方策等について議論を行った。

＜独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 運営協議会への対応＞

（独）高障求機構の職業能力開発業務の運営に関する事項（業務方法、中期計画、年度計画その他重要事項）を審議する運営委員会、また、業績評価（職業能力開発業務）を行う外部評価委員会職業能力開発専門部会に、本連合会から関口常任理事・総務委員長が参画し、高障求機構が行う事業の専修学校等での活用や現状での課題等について問題点を提起し議論を行った。

＜技能五輪活性化への対応＞

広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする「技能五輪大会」（主催：厚生労働省、中央職業能力開発協会、東京都）に関する情報収集を行った。

（２）財務委員会（※全専協と合同）

＜第8回（令和2年5月13日／書面開催）＞※

○令和元年度決算報告および監査会への対応

＜役員改選後第1回（令和2年10月27日／全専各連事務局会議室／オンライン併用）＞※

○令和2年度仮決算報告

○会費徴収報告

○部会報告

（３）組織委員会

全専各連の組織維持・強化に向けた対応として、都道府県協会等事務局の運営のあり方について検討が必要との認識のもと協議予定であったが、委員会での具体的審議には至らなかった。

（４）個人立校振興委員会

個人立校の振興として、とくに事業承継税制による贈与税や、相続税の納税猶予に関する情報の共有と会員校に対する情報提供のため協議予定であったが、委員会での具体的審議には至らなかった。

（５）職業教育の質保証・向上のための検討委員会

＜第１回（令和３年３月１８日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

令和３年２月１８日に再開された文科省の「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」に対応して開催。議題は以下のとおり。

- 「職業教育の質保証・向上のための検討委員会」設置の経緯について
- 第２０回「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」開催報告について
- 第２１回「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」予定議題について
- 自由討議

３．「７月１１日 職業教育の日」推進のための広報活動

「７月１１日 職業教育の日」にかかる事業の推進について、総務委員会と全専協総務運営委員会を中心に活動を行った。

- ① エコバッグを製作し、都道府県協会等を通して会員校に配布。
- ② ２０２１年カレンダーを製作し、高等学校、関係団体、会員校等に配布。

４．留学生の受入れの推進

本連合会と全専協が連携し、以下の事業を実施した。

○専門学校留学希望者に対する情報提供の実施

＜「日本留学フェア」台湾・韓国の実施（中止）＞

- ・主催団体である（独）日本学生支援機構は新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から今年度の日本留学フェアすべての開催を中止した。

＜文部科学省委託事業「専修学校グローバル化対応推進支援事業」への対応＞

- ・受託先であるＴＣＥ財団が実施する研修会や留学生の調査研究および情報提供等への協力

５．課程別部会活動報告

（１）全国専門学校協会

①会議の開催

ⅰ 定例総会・理事会

＜定例総会・理事会（令和２年６月１８日／書面開催）＞

第１号議案 令和元年度事業報告

第２号議案 令和元年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 令和2年度事業計画案

第4号議案 令和2年度収支予算案

第5号議案 役員改選

＜理事会（令和2年9月14日／アルカディア市ヶ谷）＞

第1号議案 令和2・3年度副会長及び常任理事選任

第2号議案 新型コロナウイルス対策等による社会経済の変化に対応した運動方針の再確認と活動の重点化の発信について

＜理事会（令和3年2月25日／書面開催）＞※全専各連と合同

第1号議案 令和3年度事業計画原案

第2号議案 令和3年度収支予算原案

令和2年度事業中間報告

ii 常任理事会

＜常任理事会（令和2年6月18日／書面開催）＞

○第1号議案 令和元年度事業報告

○第2号議案 令和元年度決算報告ならびに監査報告

○第3号議案 令和2年度事業計画案

○第4号議案 令和2年度収支予算案

○第5号議案 役員改選

＜常任理事会（令和3年2月25日／書面開催）＞※全専各連と合同

○令和3年度事業計画原案

○令和3年度収支予算原案

○令和2年度事業中間報告

○理事会への対応

iii 正副会長会議

全専各連と合同で開催し、具体的な方策等の検討を行った。なお、日程・議題等は全専各連と合同開催により同内容のため割愛する。

②委員会活動

i 総務運営委員会

全専各連の総務委員会と連携して、専門学校の振興にかかる、特別部会、協力者会議、令和2年度専修学校関係予算案、厚労省諸事業への対応、専門学校の広報活動の検討、総会の運営等を行うとともに、令和3年度の運動方針案の原案取りまとめを行った。

ii 財務委員会

予算執行状況を確認して健全な財務運営を図った。

iii 留学生委員会

○TCE財団と共催で「専門学校留学生担当者研修会（東京会場）」を実施した。

○TCE財団が受託した文部科学省委託事業「専修学校グローバル化対応推進支援事業」の推進。TCE財団が実施する研修会や就職支援プロジェクト、調査研究等への協力を行った。

③調査研究事業

○専門学校教育内容の充実に資する調査研究

TCE財団の行う「中堅教員研修カリキュラム研究」に協力し、研究成果は報告書にまとめ会員校へ配布するとともに、財団ホームページに掲載した。

④研修事業の実施

○管理者研修会（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和2年12月11日／東京都・アルカディア市ヶ谷／96名

テーマ・講師

「コロナ禍における専修学校教育の振興」

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
金城 太一 室長

「専修学校の遠隔教育の取組み」

日本電子専門学校 船山 世界 学校長

「改正著作権法と留意事項」

全国専修学校各種学校総連合会 参与 菊田 薫

○専門学校留学生担当者研修会（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和2年11月19日／東京都・アルカディア市ヶ谷／140名

テーマ・講師

「出入国在留管理行政の現況と課題」

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 伊藤 純史 調整官

「留学生に係る出入国審査・在留審査業務について」

東京出入国在留管理局留学審査部門 川上 順子 統括審査官

「専修学校留学生に対する支援について」

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課専修学校教育振興室
美野 喬志 専修学校第二係長

○専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和3年2月4日、5日／東京都・アルカディア市ヶ谷（オンライン開催）／10名

テーマ・講師

「学校評価ガイドラインに沿った自己評価・学校関係者評価の進め方」

「専修学校における第三者評価の取組」

「自己評価報告書の作成演習（グループ演習・討議）」

私立専門学校等評価研究機構 真崎 裕子 事務局長

「専門学校の職業教育を取り巻く評価制度」

「監査技法」

「ISO29993：2017の要求事項」

「監査技法と内部監査事例演習」

JAMOTE認証サービス株式会社 八木 信幸 代表

○文部科学省・厚生労働省「専修学校関係予算等に関する説明会」（全専各連と共催）

新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から開催を中止した。なお、当日配布を予定していた資料については全専各連ホームページならびに都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

⑤広報活動の推進

○『7月11日 職業教育の日』推進のための広報活動

- 会報の発行（39号：5月、40号：10月、41号：3月）
- 高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行
67, 100部作成、各都道府県協会等へ66, 680部を配布。
- 全専各連ホームページを通じて、専門学校役割や機能、職業教育に関する研究事例データベース等を広く社会に紹介。

⑥専門学校におけるスポーツ振興

- 全国専門学校体育連盟への運営費補助を支出。

（2）全国高等専修学校協会

①会議の開催

i 定例総会

＜令和2年度定例総会／令和2年6月11日／書面開催＞

- 第1号議案 令和元年度事業報告
- 第2号議案 令和元年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和2年度事業計画案
- 第4号議案 令和2年度収支予算案
- 第5号議案 役員改選

ii 理事会

＜第1回理事会（令和2年6月11日／書面開催）＞

- 定例総会への対応
- 研修会への対応
- 役員改選への対応

＜第2回理事会（令和3年2月17日／東京・アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

- 令和3年度事業計画原案について
- 令和3年度収支予算原案について

②全国高等専修学校体育大会の開催

- 第30回全国高等専修学校体育大会の開催
令和2年8月24日～25日／富士北麓公園

③研修会の開催

- 管理者研修会（定例総会の書面開催につき延期）
- 教職員研修会の開催
令和2年12月15日／東京都・アルカディア市ヶ谷

テーマ：「都道府県との連携と支援の充実」

佐賀星生学園理事長・学校長／佐賀県専修学校各種学校連合会会長 加藤雅世子

テーマ：「私立幼稚園に学ぶ『学校評価』」

全日本私立幼稚園連合会 教育研究委員会副委員長／武蔵野東第一・第二幼稚園長

加藤 篤彦

④委員会活動

運動方針に掲げた課題等の研究討議や協会事業の企画運営のため、各委員会で活動。

⑤「ニュース高等専修」の発行

⑥全国高等専修学校協会生徒表彰

令和2年12月中旬、会員校へ申請書類等を送付。

(3) 全国専修学校一般課程各種学校協会

①会議の開催

i 定例総会

<第22回定例総会（令和2年6月9日／書面開催）>

- 第1号議案 令和元年度事業報告
- 第2号議案 令和元年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和2年度事業計画案
- 第4号議案 令和2年度収支予算案
- 第5号議案 役員改選

ii 理事会

<第1回理事会（令和2年5月12日／書面開催）>

- 第22回定例総会・研修会への対応について

<第2回理事会（令和2年6月9日／書面開催）>

- 総会・研修会の運営について
- 役員改選について

<第3回理事会（令和2年11月24日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）>

- 令和元年度事業中間報告
- 令和3年度事業計画骨子の検討

<第4回理事会（令和3年2月16日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）>

- 令和3年度事業計画原案
- 令和3年度収支予算原案

②研修会の開催

定例総会の書面開催につき同日開催予定であった研修会を中止した。

③生涯学習カレッジ認定講座事業の推進

令和2年度の本事業の会員校への周知に努め、各種学校の生涯学習社会構築に資する活動の一環として積極的な広報活動を行い、53講座を掲載した。

④研修会講演録の作成

会員校のために、総会後に開催された研修会の内容を講演録としてまとめ、冊子として刊行し、会員校へ送付しているが、研修会の開催が中止となったことから講演録は作成しない。

6. 分野別専門部会活動報告

(1) 全国工業専門学校協会

新型コロナウイルス感染拡大を鑑み、予定された行事を中止または変更して実施した。

①令和2年度 5月 幹事会

書面にて、定例総会・学生成果報告会の開催等について審議

②第42回（令和2年度）定例総会 7月

書面表決審議（会員校44校・委任校36校）により開催

③令和2年度 運営委員会

中止

④第5回（令和2年度）学生成果報告会

中止

⑤全国工業専門学校協会長賞授与

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

- ①文部科学省後援の「第42回観光英語検定試験(2級・3級)」を6月28日に、「第43回観光英語検定試験(1級・2級・3級)」を10月25日に実施。
- ②観光英語検定試験関連書籍等の発行販売。
- ③1月26日、第38回全国専門学校英語スピーチコンテスト(共催：TCE財団、全国専修学校各種学校総連合会、後援：文部科学省)を緊急事態宣言の発令に鑑み、急遽ビデオ審査にて実施。全国の専門学校より14名が出場。
- ④1月26日、第1回外国人留学生日本語弁論大会を緊急事態宣言の発令に鑑み、急遽ビデオ審査にて実施。会員校より4名が出場。

(3) 全国服飾学校協会

- ①全国服飾学校「第36回ファッション画コンクール」
後援：文部科学省、経済産業省、繊維ファッション産学協議会
協力：(一財)職業教育・キャリア教育財団
贈賞式は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。

(4) 全国美術デザイン教育振興会

- ①第32回全日本高校デザイン・イラスト展の開催(共催：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団、後援：文部科学省、経済産業省、全国高等学校長協会、日本私立中学校高等学校連合会、公益社団法人全国高等学校文化連盟、全専各連)。
イラスト部門のテーマは自由、デザイン部門のテーマは「フェスティバル」、アニメーション部門は「マイストーリー」にて募集。全国64校の高等学校・高等専修学校が参加、応募作品数は1,373点。巡回展は11月1日～3日の北海道地区展(於 北海道芸術デザイン専門学校)と11月27日～29日の西日本地区展(於 中国デザイン専門学校)の2か所で開催。例年東日本地区展ならびに全国表彰式が開催される山脇ギャラリー(山脇美術専門学校)が新型コロナ感染拡大の影響で使用中止となったため、代替措置としてADECホームページ内に全国入賞・入選作品と東日本地区賞作品を掲載する「オンライン展示」を行った。
- ②研修委員会
例年、指導教員を対象とした研修も兼ねた色彩士検定1級試験対策講座を開催していたが、新型コロナ感染状況を考慮して今年度は中止とした。
- ③事業委員会
 - 色彩士検定の実施
第48回色彩士検定試験：令和2年9月6日(1級・3級)
第49回色彩士検定試験：令和3年1月24日(2級・3級)
「4級検定試験」をウェブ上にて通年無料で実施している。

(5) 全国予備学校協議会

- ①総会・理事会等各会合の開催
- ②広報活動(ホームページ運営等にもなうPR活動)
- ③研修会の開催

令和2年10月13日（WEB研修）

講演テーマ：朝日新聞社×河合塾「ひらく 日本の大学」

緊急調査結果から読み取れるコロナ禍の大学の姿

講師：久保智子様（河合塾教育研究開発本部教育情報部 調査企画チームチーフ）

三浦健太郎様（河合塾教育研究開発本部教育情報部 『ガイドライン』編集長）

令和3年3月4日（東京ガーデンパレス WEB研修）

講演テーマ：「大学受験を保護者の立場から読み解く」

—今どき保護者との連携を目指して

講師：江藤真規様（株式会社サイタコーディネーション代表取締役）

（6）一般社団法人全国専門学校情報教育協会

①検定事業

インターネットベーシックユーザーテスト受験者 19校 1,872名

②情報教育に関する調査・研究事業

遠隔教育に関するアンケート調査（実施時期：令和2年4月）

遠隔教育障害のある学生への対応に関するアンケート調査（実施時期：令和2年4月）

コンピュータリテラシーアンケート調査（実施時期：令和2年10月）

③第29回全国専門学校ロボット競技会の開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を次年度（令和3年度）に延期。

④第17回ビジネスプロデュースコンペティションの開催

令和2年12月に第一次審査（書類選考22校、101ビジネスプランがエントリー）、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、コンペティションはプレゼンテーションを録画した映像を視聴し審査を行い、令和3年1月29日に結果発表。後援は経済産業省、TCE財団、全専各連。

⑤第9回ゲームコンペティションの開催

令和2年12月にアイデア部門第一次審査（書類選考17校、219ゲームプランがエントリー）、令和3年1月にプレイブル部門第一次審査（書類選考15校、142ゲームプランがエントリー）、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、プレイブル部門のコンペティションはビデオ動画・作品のプログラム提出で審査を行い、令和3年3月10日ホームページ上で審査結果発表。後援はTCE財団、全専各連。

⑥第7回CG作品コンテストの開催

令和3年2月に第一次審査（Web選考11校、89作品がエントリー）、その後最終審査を行い令和3年3月11日ホームページ上で審査結果発表。後援はTCE財団、全専各連。

⑦教員研修会／セミナーの実施

○遠隔教育に関するノウハウ共有セミナー（オンライン受講・オンデマンド配信）

- ・オンライン授業における「プログラミング実習」/令和2年10月8日/参加者57名
- ・オンライン授業における「ネットワーク実習」/令和2年10月15日/参加者49名
- ・オンラインによるアニメーション制作指導/令和2年10月21日/参加者25名
- ・「デッサン」一部オンライン化の事例紹介/令和2年10月30日/参加者37名
- ・専攻研究授業のオンライン実践/令和2年11月5日/参加者6名
- ・遠隔授業 実践力重視のJava実習/令和2年11月12日/参加者25名
- ・「オンラインによるゲーム開発講座」/令和2年11月18日/参加者26名

- ・「オンラインによる簿記会計講座」/令和2年11月26日/参加者26名
- ・1年生対象「Java基礎」授業の事例紹介/令和2年12月3日/参加者16名
- ・リモートワーク経験を活かしたオンライン授業への取り組みと教育への向き合い方/
令和2年12月10日/参加者16名
- ・オンライン上でのマイコンボードによるIoT実習/令和2年12月17日/参加者9名
- ・LMSの特性を活かしたピアラーニングの実践/令和2年12月22日/参加者9名
- ・オンラインによるWebサイト制作実習/令和3年1月14日/参加者3名
- ・情報関連学科におけるリモート授業の運用について/令和3年1月21日/参加者5名
- ・数式エディタを活用した工学系科目のオンライン授業/令和3年1月26日/参加者3名
- オンラインセミナー『デジタルトランスフォーメーションの本質と求められる力とは』
令和2年12月8日/参加者22名
- 専修学校フォーラム2021
令和3年2月中旬～/オンデマンド配信
- ⑧協会ホームページやメールニュースを活用した、会員校・賛助会員企業等が行うイベント・キャンペーンなどの情報や、関係省庁からの情報発信、会員校資料一括請求サービス等を実施。

（７）公益社団法人全国経理教育協会

①第80回通常総会の開催

令和2年6月16日、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止策として、オンライン方式で開催。公益社団法人の事業報告・収支決算等の承認に関して審議が行われた。

②全国簿記電卓競技大会並びに国際電卓競技会は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

③会員研修会兼第1回未来塾の開催

令和2年9月17日に都市センターホテルにおいて開催。協会会長でもある麻生太郎内閣副総理・財務大臣・金融担当大臣の講話、また、ベトナムのハノイ貿易大学との覚書締結式が行われた。同日に第1回未来塾、会員永年表彰授賞式が行われた。

④常置委員会の開催

協会運営を進めるため総務・財務委員会、企画委員会、検定運営委員会、コンプライアンス委員会を開催した。

⑤検定試験実施

11検定33回を実施した。

相続税法能力検定試験、中小企業 BANTO 認定試験、社会人常識マナー検定 Japan Basic を新設した。一般財団法人総合福祉研究会の「社会福祉会計簿記認定試験」を同研究会と共催試験として実施した。

⑥公式過去問題集42種類の販売を行った。

（８）全国専門学校日本語教育協会

①理事会・総会の開催

・令和2年7月3日締切 書面にて理事会開催

②執行役員会の開催

・令和2年7月3日 第1回執行役員会を開催（オンライン開催）

- ・令和2年8月4日 第2回執行役員会を開催（オンライン開催）

③委員会活動

- ・令和2年4月～令和3年12月18日 ニュースレター第42～52号発行
- ・令和2年4月、7月 ホームページを更新
- ・令和2年11月 入管行政アンケート実施

④行政との連携

- ・令和2年12月1日 出入国在留管理庁に要望書を提出
- ・令和2年6月30日 日本語教育推進議員連盟第12回総会に出席

⑤日本語教育関係6団体としての活動

本協会その他、（一財）日本語教育振興協会、（一社）全国日本語学校連合会、（一社）日本語学校ネットワーク、（一社）全国各種学校日本語教育協会、（一社）全日本学校法人日本語教育協議会と連携して、新型コロナウイルス感染症への対応、日本語教育推進議員連盟との協議などを実施

- ・令和2年6月～令和3年1月 4回の意見交換会を実施
- ・令和2年4月～令和3年1月 日本語教育推進議員連盟、文部科学大臣、出入国在留管理庁長官、外務省、文化庁などに対して日本語教育関係6団体として10種の要望書を提出

⑥日本語弁論大会の開催

- ・令和3年2月8日 第33回全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会を開催（東京の事務局をホストにオンライン開催）

（9）全国リハビリテーション教育協会

①令和2年4月8日（水） WEB 会議

第1回分科会開催

- ・生理学分野コンテンツの制作について
- ・国家試験対策講義コンテンツのアンケートについて
- ・新型コロナウイルス感染症対策について

②令和2年5月8日（金） WEB 会議

第2回分科会開催

- ・生理学分野コンテンツ制作について
- ・新型コロナウイルス感染症対策について

③令和3年2月下旬

定例総会・理事会の開催（書面開催）

7. 全国私立学校審議会連合会 創立70周年記念式典・第75回総会（書面開催）について

10月29日、東京都・ホテルグランドパレスを会場として、全国私立学校審議会連合会創立70周年記念式典が、全国から約100名の参加者を得て開催された。吉田晋副会長の開式の辞、近藤彰郎会長の会長式辞により式典が開始。祝辞には萩生田光一文部科学大臣、小池百合子東京都知事、清家篤日本私立学校振興・共済事業団理事長らがかけつけた。70周年を記念した各表彰では文部科学大臣表彰（代表授与：江島治彦氏、代表謝辞：中島史雄氏）、全国私立学校審議会連合会会長表彰については会長感謝状（代表授与：池淵淳氏）、私立学校審議会委員功労者表彰（代表授与：中村徹氏）が行われた後、石嶋勇氏から受賞者代表謝辞が述べ

られ、最後に内野光裕副会長より閉式の辞が述べられ式典を終了した。

なお、式典終了後に都道府県に対して各専門部会の協議題等に関する調査・意見募集を行い、意見を取りまとめた後、書面決議を行った。第1専門部会の協議題と内容等については次の通り。

○留学生を多く受け入れることを目的とした専修学校・各種学校の新設について

留学生を多く受け入れることを目的とした学校の新設にあたり、入国管理局の確認が必要な事項について、入国管理局が認めていない状態で私学行政側が認めてしまうことを避けるため、適宜学校とのやりとりの状況を確認しているかについて都道府県に事前調査を行ったところ、確認していると回答した地域は少数であった（確認している：12地域、確認していない：35地域）。

「確認している」と回答した地域を見ると、入国管理局への確認は学校を通じて行う場合と直接確認する場合があることや、専修学校所管の私学行政、国、警察、専修学校関係団体で連携し協議会を設置するなど対応は様々であったが、各地域で機関同士が適宜確認のうえ情報の共有化を図る取り組みが目立った。

近年、全国的に留学生は増加しており、それに伴い各地域に様々な学校（学科）が新設され、受け皿の整備は年々進んでいる。平成22年の文部科学省通知に基づき、留学生の受け入れが緩和（定員の2分の1以上可）されたことをもあり、留学生のみを対象とした学科の新設や日本人を募集しても結果的に在籍者全員が留学生となってしまった事例も増えてきた。「適切な在籍管理」を前提に前述のケースも認められているものの、設置に際して文部科学省に当該通知文の内容について確認していること、今後、高等教育機関である専門学校の留学生受け入れについては、入学者の質の担保（留学生の日本語能力など）、人手不足の分野への人材の供給（介護分野）の両方の面を考慮しつつ、文部科学省や各地域の動向を注視し検討していきたいとの意見があげられた。

一方で「確認していない」と回答した地域のなかでは、留学生のオーバーワーク（法定就労時間週28時間の超過）による在留資格失効の事例が確認されているため、今後は各学校の適切な在籍管理の状況把握に努めていくとの意見が見られた。

○専修学校および各種学校の設置に係る審査基準について

事前調査の結果によると、専修学校および各種学校の設置に係る審査基準があるかについては、審査基準が無く個別の事案ごとに判断するケースがあるものの、殆どの地域が「ある」と回答（ある：42地域、ない：5地域）。

また、専修学校および各種学校の設置について1棟のビル等を区分使用による場合、何か制約を設けているかについては、設けていないと回答した地域が若干多い結果となった（設けている：21地域、設けていない26地域）。

設置にあたり建物の条件や区分使用の制約等の事例については、「原則は自己所有であること」、「学校としての独立性（設置される学校と他の施設が明確に区分されていること）が担保されていること」など厳格な基準を設けている地域も複数見受けられるが、一方で、特別な事情があり教育上支障がない場合は認められるなど、地域により柔軟な対応がなされている事例も見られた。

○専修学校等の校地・校舎を民間から借用する場合の考え方について

専修学校等の校地・校舎を民間から借用したいとの相談があった場合、ある地域では学校経営の安定性・継続性を担保するため、例えば「長期間（20年以上）の賃貸借契約」等を求めている場合がある。そういった事例について各都道府県の状況について事前調査を行ったところ、学校として長期間安定的に存続することを前提とするため、賃貸借契約等については「20年以上」であること、教育上支障が無いと認められることが条件である事例が多く見られた。

また、自己所有できない特別の事情を求めているかについては「求めている」地域が若干多

い結果となった（求めている：25地域、求めていない22地域）。「求めている地域」では詳細な基準が定められている地域もあるが、事案ごとの個別判断の場合も多く、「求めていない」地域が半数に及ぶことも含めて全体的に柔軟に運用されている傾向がみられた。

一方で、校地・校舎は自己所有を原則として、民間からの借用は認めないなど、厳格な基準で運用されている事例も見られた。

○新型コロナウイルス感染症拡大時における私立学校審議会の開催方法について

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波等の事態が起こった場合に備え、各県の感染拡大時における私立学校審議会の開催方法（例えば書面表決、テレビ会議、持ち回り開催等の取扱いなど）について各都道府県の状況について事前調査を行ったところ、リスク回避のため書面表決やリモート会議を検討している地域が複数見られたものの、現時点では審議会での意見交換や議論の活発化のために感染防止対策を講じたうえで、通常どおり対面で実施している地域（実施予定含む）も多く見られた。

現状は、書面表決等やテレビ会議等新しい会議形式の導入については浸透に時間がかかることが見込まれる。その要因の一つとして、規程に明記されていない地域が多く、先ずはそれらも含めた環境整備が急がれる。

第2号議案 令和2年度決算報告ならびに監査報告

Ⅰ．財務諸表の部

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	108,813,092	117,127,536	△ 8,314,444
現金	208,998	235,724	△ 26,726
普通預金	106,698,077	115,142,018	△ 8,443,941
振替貯金	1,906,017	1,749,794	156,223
流動資産合計	108,813,092	117,127,536	△ 8,314,444
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産特定預金	180,000,000	180,000,000	0
基本財産合計	180,000,000	180,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当特定預金	30,019,500	25,910,600	4,108,900
活性化対策特定預金	63,900,000	62,000,000	1,900,000
特定資産合計	93,919,500	87,910,600	6,008,900
(3) その他固定資産			
建物附属設備	557,118	681,056	△ 123,938
什器備品	133,329	9	133,320
敷金	77,250,000	77,250,000	0
その他固定資産合計	77,940,447	77,931,065	9,382
固定資産合計	351,859,947	345,841,665	6,018,282
資産合計	460,673,039	462,969,201	△ 2,296,162
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	161,270	39,202,720	△ 39,041,450
預り金	193,085	224,805	△ 31,720
流動負債合計	354,355	39,427,525	△ 39,073,170
2. 固定負債			
退職給付引当金	30,019,500	25,910,600	4,108,900
固定負債合計	30,019,500	25,910,600	4,108,900
負債合計	30,373,855	65,338,125	△ 34,964,270
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(180,000,000)	(180,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(63,900,000)	(62,000,000)	(1,900,000)
正味財産合計	430,299,184	397,631,076	32,668,108
負債及び正味財産合計	460,673,039	462,969,201	△ 2,296,162

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[14,995]	[15,171]	[△ 176]
基本財産受取利息	14,995	15,171	△ 176
受取入会金	[380,000]	[380,000]	[0]
受取入会金	380,000	380,000	0
受取会費	[119,768,000]	[122,056,000]	[△ 2,288,000]
受取都道府県協会等会費	117,968,000	120,256,000	△ 2,288,000
受取分野別専門部会費	1,800,000	1,800,000	0
雑収益	[3,418]	[38,842,489]	[△ 38,839,071]
退職給付引当金取崩額	0	38,836,400	△ 38,836,400
受取利息	3,418	6,089	△ 2,671
経常収益計	120,166,413	161,293,660	△ 41,127,247
(2) 経常費用			
会議運営費	[3,393,209]	[17,940,135]	[△ 14,546,926]
総会運営費	78,596	1,066,604	△ 988,008
役員会運営費	2,204,378	4,131,495	△ 1,927,117
委員会運営費	909,893	2,933,746	△ 2,023,853
事務担当者会議費	118,006	1,698,888	△ 1,580,882
ブロック会議費	0	6,300,000	△ 6,300,000
出張旅費	82,336	1,809,402	△ 1,727,066
振興対策費	[3,100,606]	[6,774,439]	[△ 3,673,833]
会議費	0	89,700	△ 89,700
対策諸費	3,100,606	6,684,739	△ 3,584,133
広報活動費	[3,189,238]	[3,465,631]	[△ 276,393]
広報活動費	1,025,078	1,627,004	△ 601,926
広報発行費	2,164,160	1,838,627	325,533
協会運営費	[16,695,507]	[28,933,080]	[△ 12,237,573]
協会運営費	16,695,507	28,933,080	△ 12,237,573
職業教育の日推進費	[1,502,647]	[1,760,801]	[△ 258,154]
職業教育の日推進費	1,502,647	1,760,801	△ 258,154
管理費	[59,617,098]	[104,762,126]	[△ 45,145,028]
給料手当	34,923,764	39,642,511	△ 4,718,747
雑給	1,566,758	1,105,853	460,905
退職金	0	38,836,400	△ 38,836,400
退職給付引当金繰入	4,108,900	5,955,400	△ 1,846,500
法定福利費	5,828,179	6,466,459	△ 638,280
福利厚生費	295,174	555,255	△ 260,081
旅費交通費	1,090,445	797,626	292,819
顧問料	2,092,200	2,071,320	20,880
通信運搬費	244,328	250,778	△ 6,450
減価償却費	190,598	129,470	61,128
消耗品費	502,698	191,634	311,064
新聞図書費	234,985	216,588	18,397
印刷費	72,955	114,399	△ 41,444
水道光熱費	357,810	332,838	24,972
家賃	4,849,058	4,812,323	36,735
支払手数料	723,928	659,020	64,908
都道府県協会等交付金	2,359,360	2,405,120	△ 45,760
雑費	175,958	219,132	△ 43,174
経常費用計	87,498,305	163,636,212	△ 76,137,907
評価損益等調整前当期経常増減額	32,668,108	△ 2,342,552	35,010,660
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	32,668,108	△ 2,342,552	35,010,660
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	32,668,108	△ 2,342,552	35,010,660

科 目		当年度	前年度	増 減
一般正味財産期首残高		397,631,076	399,973,628	△ 2,342,552
一般正味財産期末残高		430,299,184	397,631,076	32,668,108
Ⅱ	指定正味財産増減の部			
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	0	0	0
	指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ	正味財産期末残高	430,299,184	397,631,076	32,668,108

財務諸表に対する注記

全国専修学校各種学校総連合会

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物附属設備 定額法による。但し、平成28年3月31日以前に取得したものについては、定率法による。

什器備品 定率法による。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金 期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産特定預金	180,000,000	0	0	180,000,000
小 計	180,000,000	0	0	180,000,000
特定資産				
退職給付引当特定預金	25,910,600	4,108,900	0	30,019,500
活性化対策特定預金	62,000,000	17,000,000	15,100,000	63,900,000
小 計	87,910,600	21,108,900	15,100,000	93,919,500
合 計	267,910,600	21,108,900	15,100,000	273,919,500

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産特定預金	180,000,000	(0)	(180,000,000)	—
小 計	180,000,000	(0)	(180,000,000)	—
特定資産				
退職給付引当特定預金	30,019,500	—	(0)	(30,019,500)
活性化対策特定預金	63,900,000	(0)	(63,900,000)	—
小 計	93,919,500	(0)	(63,900,000)	(30,019,500)
合 計	273,919,500	(0)	(243,900,000)	(30,019,500)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	7,231,528	6,674,410	557,118
什器備品	2,234,380	2,101,051	133,329
合 計	9,465,908	8,775,461	690,447

財 産 目 録

平成33年3月31日現在

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	[108,813,092]
現金手許有高	208,998
普通預金	(106,698,077)
みずほ銀行 九段支店	70,214,785
三井住友銀行 新宿西口支店	915,138
りそな銀行 市ヶ谷支店	35,568,154
振替貯金	(1,906,017)
ゆうちょ銀行	1,906,017
流動資産合計	108,813,092
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産特定預金	[180,000,000]
みずほ銀行 九段支店 (定期預金)	140,000,000
三井住友銀行 新宿西口支店 (定期預金)	40,000,000
基本財産合計	180,000,000
(2) 特定資産	
退職給付引当特定預金	[30,019,500]
りそな銀行 市ヶ谷支店 (定期預金)	30,019,500
活性化対策特定預金	[63,900,000]
みずほ銀行 九段支店 (普通預金)	63,900,000
特定資産合計	93,919,500
(3) その他固定資産	
建物附属設備	[557,118]
OAフロア工事一式他	557,118
什器備品	[133,329]
応接セット他	133,329
敷金	[77,250,000]
事務局賃借分 (私学会館別館11階)	77,250,000
その他固定資産合計	77,940,447
固定資産合計	351,859,947
資産合計	460,673,039
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	[161,270]
パート職員 3月分 給与	131,870
(学)有坂中央学園 3月分 旅費	26,100
りそな銀行 市ヶ谷支店 3月分	3,300
預り金	[193,085]
職員 3月分 住民税	129,600
職員 3月分 源泉所得税	63,485
流動負債合計	354,355
2. 固定負債	
退職給付引当金	[30,019,500]
固定負債合計	30,019,500
負債合計	30,373,855
正味財産合計	430,299,184

収支計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[14,995]	[△ 4,995]
基本財産利息収入	10,000	14,995	△ 4,995
入会金収入	[300,000]	[380,000]	[△ 80,000]
入会金収入	300,000	380,000	△ 80,000
会費収入	[119,800,000]	[119,768,000]	[32,000]
都道府県協会等会費収入	118,000,000	117,968,000	32,000
分野別専門部会費収入	1,800,000	1,800,000	0
雑収入	[20,000]	[3,418]	[16,582]
受取利息収入	10,000	3,418	6,582
雑収入	10,000	0	10,000
事業活動収入計	120,130,000	120,166,413	△ 36,413
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[21,800,000]	[3,393,209]	[18,406,791]
総会運営費支出	1,600,000	78,596	1,521,404
役員会運営費支出	6,000,000	2,204,378	3,795,622
委員会運営費支出	4,100,000	909,893	3,190,107
事務担当者会議費支出	1,800,000	118,006	1,681,994
ブロック会議費支出	6,300,000	0	6,300,000
出張旅費支出	2,000,000	82,336	1,917,664
振興対策費支出	[4,300,000]	[3,100,606]	[1,199,394]
会議費支出	300,000	0	300,000
対策諸費支出	4,000,000	3,100,606	899,394
広報活動費支出	[4,250,000]	[3,189,238]	[1,060,762]
広報活動費支出	2,000,000	1,025,078	974,922
広報発行費支出	2,250,000	2,164,160	85,840
協会運営費支出	[29,770,000]	[16,695,507]	[13,074,493]
協会運営費支出	29,770,000	16,695,507	13,074,493
職業教育の日推進費支出	[1,800,000]	[1,502,647]	[297,353]
職業教育の日推進費支出	1,800,000	1,502,647	297,353
管理費支出	[66,860,000]	[55,317,600]	[11,542,400]
給料手当支出	40,500,000	34,923,764	5,576,236
雑給支出	4,500,000	1,566,758	2,933,242
法定福利費支出	7,400,000	5,828,179	1,571,821
福利厚生費支出	800,000	295,174	504,826
旅費交通費支出	1,200,000	1,090,445	109,555
顧問料支出	2,100,000	2,092,200	7,800
通信運搬費支出	400,000	244,328	155,672
消耗品費支出	600,000	502,698	97,302
新聞図書費支出	300,000	234,985	65,015
印刷費支出	260,000	72,955	187,045
水道光熱費支出	500,000	357,810	142,190
家賃支出	4,850,000	4,849,058	942
租税公課支出	50,000	0	50,000
支払手数料支出	790,000	723,928	66,072
都道府県協会等交付金支出	2,360,000	2,359,360	640
雑支出	250,000	175,958	74,042
事業活動支出計	128,780,000	83,198,807	45,581,193
事業活動収支差額	△ 8,650,000	36,967,606	△ 45,617,606
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	[15,100,000]	[15,100,000]	[0]
活性化対策特定預金取崩収入	15,100,000	15,100,000	0
投資活動収入計	15,100,000	15,100,000	0
2. 投資活動支出			
特定預金支出	[21,400,000]	[21,108,900]	[291,100]
退職給付引当特定預金支出	4,400,000	4,108,900	291,100
活性化対策特定預金支出	17,000,000	17,000,000	0
固定資産取得支出	[0]	[199,980]	[△ 199,980]
什器備品取得支出	0	199,980	△ 199,980
投資活動支出計	21,400,000	21,308,880	91,120

科 目	予算額	決算額	差 異
投資活動収支差額	△ 6,300,000	△ 6,208,880	△ 91,120
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000		2,000,000
当期収支差額	△ 16,950,000	30,758,726	△ 47,708,726
前期繰越収支差額	77,700,011	77,700,011	0
次期繰越収支差額	60,750,011	108,458,737	△ 47,708,726

収支計算書に対する注記

全国専修学校各種学校総連合会

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、仮払金、未払金及び預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	117,127,536	108,813,092
合 計 (1)	117,127,536	108,813,092
未払金	39,202,720	161,270
預り金	224,805	193,085
合 計 (2)	39,427,525	354,355
次期繰越収支差額 (1)-(2)	77,700,011	108,458,737

監 査 報 告 書

全国専修学校各種学校総連合会
会 長 福 田 益 和 殿

令和 3 年 6 月 7 日

全国専修学校各種学校総連合会

監事 荒 川 栄 一 ⑩

監事 坂 本 歩 ⑩

監事 戸 早 秀 暢 ⑩

私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の監事として、会則第14条第5項に基づいて同総連合会の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における財務諸表及び収支計算書並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の財務諸表は公益法人会計基準に準拠しており、また、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月）に従っています。

以上により、私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の正味財産増減の状況並びに同会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは会則その他細則に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

第3号議案 令和3年度事業計画案

1. 運動方針

(1) 基本方針

COVID-19（新型コロナウイルス）感染症は、新年度を迎えた現在も依然として猛威を振るっており、様々な感染拡大防止策とともに、ワクチンの開発および接種による収束に向けた世界的な取組の推進が期待されている。1年以上にわたる新型コロナウイルスとの闘いは、当然ながらわが国の教育環境、ことに専修学校および各種学校（専修学校等）の教育と経営にも大きな影響を与えている。

このコロナ禍により、わが国におけるデジタル化の遅れが改めて顕在化した。これまで幾度となく生産性向上が唱えられてきたが、改めて人口減少・労働力不足などの難題を乗り越えるため、デジタルトランスフォーメーション（DX）による高付加価値を生む社会基盤の整備が求められている。

ウィズコロナ、アフターコロナに向けた人材育成が極めて重要な状況下にあって、全専各連はこれまで掲げてきた方針を再度精査し、職業教育を中心とした専修学校等の充実と発展のために積極的に運動を展開していくこととする。

1. 新型コロナの専修学校および各種学校に対する諸影響への対応と感染症対策の強化
2. 職業教育体系の確立と専修学校および各種学校の振興方策の実現
3. 専修学校および各種学校制度の充実・改善
4. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進
5. 全専各連・都道府県協会等の組織強化・活性化

専修学校等を含めたわが国の教育環境を一変させた新型コロナの拡大を受け、令和2年9月本連合会は、当初の運動方針を再確認・精査を行い、重点化すべき目標を会員校に提示した。

令和3年度本連合会は、これまでの基本方針のあり方は踏襲しつつ新型コロナ対策の方針を付加し、かつ追加の重点目標を各方針に振り分けて、基本方針を取りまとめることとした。

本連合会は、他の学校種との格差是正、専修学校等の社会的地位の向上のための制度改善等を目標に、これまでに一定の成果を上げてきている。その運動の一環として制度化された「専門職大学等」については、職業教育の一路と評価しつつも、開設は極限られ、多くの専門学校が直ちに移行できる制度とはなっていないことから、今後の社会への浸透度合いなどを注視していくことが重要である。

職業教育体系を確立していくためには、初等中等教育段階から高等教育段階までの職業教育の可視化が必要であり、それを高等教育段階で具現化した制度が「職業実践専門課程」である。職業実践専門課程の成果と課題を確認しつつ、産業界との連携を核とする職業教育の真髄を多くの専修学校等が究め広く推進していくため、制度の充実と改善を進め、国や都道府県からの振興費補助等の支援を強く求めるとともに、評価向上に向けた取組の充実を促していく。なお、その後押しとして専修学校等の重要性についての発言・発信を促進するよう産業界への働きかけを強化していく。

また、新型コロナの影響による景気の悪化や就職難・雇用の停滞も見据え、引き続き厚生労働省の雇用対策・能力開発にかかる施策を積極的に活用し、地元で根差した職業教育機関として地域人材育成を進めるとともに、リカレント教育の充実により社会人の学び直しや女性活躍の推進、就職氷河期世代の支援に取り組んでいく。留学生の受入れについては、新型コロナ拡大防止のためのわが国の水際対策の動向を注視しつつ、他国との人材獲得競争が激化することを念頭に、専修学校等が魅力ある留学先として認知されるために、卒業後の就職機会の拡大を進め、また職業教育の国際通用性に関する議論に積極的に参画していく。

高等専修学校に対する就学支援金、専門学校に対する高等教育修学支援新制度の検証等にそった充実を求め、多くの学生生徒と保護者の経済的負担を軽減し、意欲と能力のある学生生徒の専修学校への進学拡大を促進していく。

これらの施策の実現・充実に向けては、法令上の義務である学校評価とその結果の公表、さらには情報公開を徹底し、社会に対する説明責任を果たしていくとともに、学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に取組、社会的評価を高めていかなければならない。

本連合会は、今後も文部科学省をはじめとする行政機関や議員連盟、会員校・都道府県協会等さらには課程別部会、分野別専門部会および関係団体等と連携・協力し、引き続き専修学校等の制度や教育活動に関する適切な情報を広く社会に発信し、社会的地位の向上、他の学校種との格差是正、生涯学習社会の構築等を推進していく。

以下、基本方針を踏まえた運動の具体的内容について「重点目標」として列挙する。

(2) 重点目標

1. 新型コロナの専修学校および各種学校に対する諸影響への対応と感染症対策の強化

- ① 新型コロナ拡大の影響により経済的に困窮している学生生徒への支援として、既存の支援策（高等学校等就学支援金制度、高等教育の修学支援新制度等）とともに継続して予算化された「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を、各都道府県と密に連携して積極的に活用する。
- ② 新型コロナの感染リスク抑制のため、多くの専修学校等で導入されているオンライン授業の実施状況等の把握に努め、遠隔教育に要する施設設備の整備、質を担保し得る教育手法の研究、教育効果の高いコンテンツの開発、さらに通信費等への財政的支援とあわせ、新たに学生生徒又は学校の負担となる授業目的公衆送信補償金について国や都道府県による支援を求める。
- ③ Society 5.0への具体的対応として、テレワークの拡大や遠隔教育の普及等を含む新たな生活様式への転換を促し、イノベーションを起こしていくDX（デジタルトランスフォーメーション）推進人材の育成が国家的課題とされ、初等中等教育から高等教育段階までAIやデータサイエンスの基礎知識・技術の習得が必須となっている。専修学校等においても個々の専門教育に対応した新たなICTリテラシー教育のあり方について調査研究し、個別具体的な事例について情報収集を行う。
- ④ 新型コロナの世界的蔓延により、海外との人的交流が長期にわたり困難となっており、わが国の入国の水際対策の厳格化から留学生受入れに関し、専門学校や各種学校の日本語学校も極めて大きな影響を受けている。新規又は再入国の規制緩和は世界的な感染状況の判断を待たなければならないが、留学生の入国規制の緩和の際には地方空港も含めたPCR検査態勢の充実、入国に際しての感染予防の徹底に係る対策経費の支援を強く求める。
- ⑤ 新型コロナの影響により、わが国においても失業者の増加や新規学卒者の就職難が推測される。専修学校等においては、いわゆるエッセンシャルワーカーの着実な育成とあわせて、人材の流動化に資するより高度な職業教育の提供も重要な役割である。社会人の学び直しのための教育コンテンツ開発の推進や好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント教育の充実を図る体制の整備を求める。
- ⑥ 国家資格等の指定養成施設である専修学校等は、コロナ禍にあっても可能な限り指定養成規則に則った教育を行っている。国家資格等を所管する各省庁に応じてオンライン授

業の導入や学外実習の学内科目への振替など指定養成規則の暫定的かつ弾力的運用を認めている。各省庁はこのような運用上の成果を適切に評価し、教育内容の質の担保を前提としつつ、学生生徒の不利益が生じないように、一時的な運用にとどまらず、恒常的な運用とするため指定養成規則の改正を求める。

- ⑦ 新型コロナ拡大防止対策として、遠隔教育に加え、少人数教育やオンラインによる実習等により、経費の増大を招き経営が悪化しかねない専修学校等も存在する。専修学校への経常費助成について、国民の税金を原資とする国の予算のあり方を考えた場合、在籍する学校種によって同年代の学生生徒が受ける恩恵に格差がある点は論を待たない。文科大臣認定の職業実践専門課程への助成措置を全ての所轄庁へ浸透し、その充実を促し、最終的に他の高等教育機関と同様、国の経常費助成の対象となるよう、関係法令の改正等を求めていくことも重要である。また、高等専修学校については、従来の後期中等教育に関する他の政策との整合性も踏まえつつ、所轄庁の助成に対して国からの補助が可能となるよう、関係法令の改正等を求める。（２．-v-②参照）

2. 職業教育体系の確立と専修学校および各種学校の振興方策の実現

i. 職業教育体系の確立

- ① わが国の教育体系の中で「アカデミック・ライン」に対する「プロフェッショナル・ライン」を確立し、職業教育と学術研究が同等に評価される社会の実現を目指す。
- ② 専修学校等は、従来の職業教育の取組に加えて、現役世代のスキルアップ・キャリアアップ、現役・定年層世代のキャリアチェンジなど、それぞれの学びのニーズに対応した多様な機会を提供し、専門職大学その他職業教育機関とともに確固たる職業教育体系の確立を目指す。
- ③ 地方定着など地域貢献の評価の高い専修学校等の多様な地域人材育成の機能を充実させ、地域社会・地域経済を支える基盤としての高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する「地域連携プラットフォーム」の構築に積極的に参画する。（５．-ii-③参照）

ii. 情報公開および情報発信による理解促進

- ① 専修学校等は、学校評価の確実な実施とその結果の公表を推進し、あわせて教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に公開し、公的な教育機関としての説明責任を果たし社会的理解・信頼を得る。
- ② 各専修学校等による教育活動の特色や職業教育の魅力、地域相互のネットワークを介した事例研究などの情報発信等を通じて、各教育段階における職業教育・キャリア教育の重要性を広く浸透させる。その一環として、全国統一の「７月１１日職業教育の日」の広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、産業界との緊密な関係を一層深めていく。
- ③ 文科省と連携して、個々の学生生徒の適性・能力等の公平・公正な評価に基づく進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関へ積極的に発信する。
- ④ 「高大接続改革を踏まえた専門学校の新入生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、職業教育を行う専門学校の学生受入方針および入試内容等について理解促進を図る。

iii. リカレント教育の推進

- ① 人生１００年時代に向けた多様なリカレント教育機会の充実を図るため、新たなリカ

レント教育の実践モデルを開発し、社会人や女性さらには就職氷河期世代の学びの機会を積極的に提供する。

- ② リカレント教育の充実を図る観点から、厚労省の能力開発、雇用政策に対応し、在職者・離職者に対する委託訓練、教育訓練給付制度（専門実践教育訓練、キャリア形成促進プログラム）、「非正規雇用労働者等の長期高度人材育成コース」等において、専修学校等が幅広く活用されるよう、それぞれの教育訓練の受講推移等の実績情報を入手し、会員校に積極的な情報提供を行い、各地域での教育訓練の取組を推進する。（１．-⑤参照）
- ③ 新型コロナの影響により、わが国においても失業者の増加や新規学卒者の就職難が推測される。専修学校等においては、いわゆるエッセンシャルワーカーの着実な育成とあわせて、人材の流動化に資するより高度な職業教育の提供も重要な役割である。社会人の学び直しのための教育コンテンツ開発を推進し好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント教育の充実を図る体制の整備を求める。（１．-⑤再掲）

iv. 他の学校種との接続・連携の推進および学習成果の客観的評価

- ① 職業教育の評価向上の一環として、学生の流動性を高めるため専門学校と高等学校・大学（専門職大学含む）など異なる学校種相互の連携・接続を推進する。
- ② 高等教育の資格の相互承認、評定基準や権利義務関係および高等教育機関に関する情報共有等を規定した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」の国際通用性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係（学習成果や職業能力等の評価のあり方）を明確化し、かつ、わが国の職業教育体系を着実に整備していくため、「国家学位・資格枠組み（NQF）」の整備を求める。
- ③ 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、職業教育を行う専門学校の学生受入方針および入試内容等について理解促進を図る。（２．-ii.-④ 再掲）

v. 職業実践専門課程の実践的かつ実質的な取組に対する支援の充実

- ① 「職業実践専門課程」について、文部科学省が継続的に行うフォローアップ調査や認定課程の要件実質化の調査結果を踏まえ、実質化に向けて会員校への周知・啓発活動の取組を実施し、本連合会作成の「指針」の見直しを行うとともに、実践的かつ専門的な職業教育の質保証に係る事案の検証を行う。また、職業実践専門課程の運用改善等をもとにした高度化への対応、各要件の実質化促進の取組等により、社会的評価の一層の向上を図る。
- ② 全ての都道府県が「職業実践専門課程」に対する経常費助成措置を早期に実現するよう、情報の収集・提供を行い積極的に推進する。また、最終的に「職業実践専門課程」が他の高等教育機関と同様に国の経常費助成措置の対象となるよう、関係法令の改正等を求める。（１．-⑦ 参照）
- ③ 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）において、「職業実践専門課程」の認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進める。また、再指定申請を見送った認定校の調査・分析等を通じ、職業実践専門課程が社会人の学び直しに活用されるよう、例えば、合理的な理由がある場合の合格率や就職率の指標の緩和など教育訓練制度の指定要件等の弾力化や支援策の充実を求める。

3. 専修学校および各種学校制度の充実・改善

i. 中央教育審議会（中教審）大学分科会、生涯学習分科会等、協力者会議等への対応

- ① わが国の教育政策を議論する中教審大学分科会や生涯学習分科会等の議論に積極的に対応し、具体的な振興方策の取りまとめや確実な措置の実現を目指す。
- ② 専修学校等の振興方策等について協議する協力者会議等における議論に積極的に対応し、具体的な諸施策・制度改正の実現を求める。
- ③ 社会的・職業的な自立を促進する役割に加え、学びのセーフティネットの機能を併せ有し、多様な背景をもつ生徒の進学先である高等専修学校について、地域や外部機関等との連携による教育体制のもと積極的に活用する方策を推進する。
- ④ 高等専修学校の生徒と保護者の経済的負担軽減のため、高等学校等就学支援金の拡充による実質無償化が実施されることにより、経済的に厳しい家庭の生徒が職業教育を受ける可能性が大きく広がったことを受け、さらなる制度の普及広報に努める。また各都道府県における高等学校と同等の経常費補助、特別支援教育支援を強く求める。
（1. -⑦参照）
- ⑤ 高等教育修学支援新制度が創設され、経済的に厳しい家庭の学生が職業教育を受ける可能性が大きくなっている中、専門学校機関要件確認校数は7割強に増加している。経済的に困難を抱える学生支援の間口を広くしていくためにも、他の高等教育機関と同様にすべての専門学校が対象校となるよう啓発活動を推進する。
- ⑥ 高度専門士課程について、職業実践的な専門教育の充実や社会人の学び直しの受入れ拡大に対応するため、前期・後期の区分制の導入など制度改正をはじめ、国際通用性を前提とした他の高等教育機関とのレベルの整合性を視野に入れ、高度化への展望に向けた整備を推進する。（2. -iv. -②参照）
- ⑦ 幼児教育無償化の政策と待機児童問題を踏まえ、過去の実績と同様に文部科学大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、制度的運用の是正を求める。

ii. 留学生政策への対応

- ① 優秀な外国人学生の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校留学生の学びの推進支援事業」等の施策を総合的・戦略的に推進する。また、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受入れ促進プログラム（旧 外国人留学生学習奨励費給付制度）の専門学校枠の拡充を求める。
- ② 実践的かつ高度な職業教育を行う専門学校の修了者に対する在留資格の付与、専門教育を通じて養成される専門職の在留資格の範囲を拡大する等、外国人材の需要に対して、新たに制度化された「特定技能」の在留資格の動向も注視しつつ、より多くの専門学校留学生の卒業後の就労が可能となる方策を検討する。
- ③ 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」およびそれに基づく具体的対応策について、必要な対応策を講じるとともに、専門学校等における適切な留学生受入れのために、在籍管理のより一層の徹底を推進することについて、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行う。
- ④ 新型コロナの世界的蔓延により、海外との人的交流が長期にわたり困難となっており、わが国の入国の水際対策の厳格化から留学生受入れに関し専門学校や各種学校の日本語学校も極めて大きな影響を受けている。新規又は再入国の規制緩和は世界的な感

染状況の判断を待たなければならないが、留学生の入国規制の緩和の際には地方空港も含めたPCR検査態勢の充実、入国に際しての感染予防の徹底に係る対策経費の支援を強く求める。(1. -④再掲)

- ⑤ 日本語教育推進法の制定により日本語教育推進関係者会議が設置され、日本語教育全般にわたる議論が進みつつある。今後、専門学校留学生に対する日本語教育および各種学校の日本語学校、日本語科を有する専門学校における日本語教育の今後のあり方を含めた幅広い議論に対応していく。

iii. 厚労省施策への対応

- ① 国や地方公共団体に対して、公共職業能力開発施設等との役割分担の徹底を求め、専修学校等との競合を回避する。また、教育訓練での専修学校等の活用や訓練の質的指標のあり方の見直し等を求めるとともに、各地域の専修学校等において一層の取組の推進を図る。
- ② 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）において、「職業実践専門課程」の認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進める。また、再指定申請を見送った認定校の調査・分析等を通じ、職業実践専門課程が社会人の学び直しに活用されるよう、例えば、合理的な理由がある場合の合格率や就職率の指標の緩和など教育訓練制度の指定要件等の弾力化や支援策の充実を求める。(2. -v. -③再掲、1. -⑤参照)
- ③ 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」の時間数の最低基準が引き下げられ、あわせて教育訓練給付制度の中に新たに特定一般教育訓練が設けられたことで、社会人や女性等の学び直しにおける時間的、経済的な負担等の軽減が見込まれる。学び直しプログラムの情報提供の一元化を通じて、指定申請を積極的に行うよう取組の推進を図る。
- ④ 非正規雇用労働者等の長期高度人材育成コースへの対応を引き続き行うとともに、いわゆる就職氷河期世代の正規雇用への支援策として、厚労省、文科省施策への対応を推進する。(1. -⑤参照)

iv. 教育環境の整備

- ① 文科省予算の施設・設備整備費補助を活用し、学校施設の耐震化、アスベスト対策、エコキャンパスへの転換、情報関係設備の整備などへ積極的に対応する。
- ② 新型コロナの感染リスク抑制のため、多くの専修学校等で導入されているオンライン授業の実施状況等の把握に務め、遠隔教育に要する施設設備の整備、質を担保し得る教育手法の研究、教育効果の高いコンテンツの開発、さらに通信費等への財政的支援とあわせ、新たに学生生徒又は学校の負担となる授業目的公衆送信補償金について国や都道府県による支援を求める。(1. -②再掲)
- ③ (独) 日本学生支援機構の奨学金事業の拡充と、返済猶予措置の対象となる卒業者の対処手続き含む事項について会員校へ情報提供を推進するとともに、地方公共団体等が運営する奨学金関連制度（「地方創生枠」の無利子奨学金、基金造成による奨学金返還支援制度）の全国的な状況を把握し、専修学校等の学生を対象とするよう求める。
- ④ 個人事業者における円滑な事業承継を促進するために「個人版事業承継税制」が創設され、一定の要件に基づいて贈与税・相続税が免除されることとなったことを受け、個人立専修学校等の設置者に対して的確な情報の提供を行う。

v. 大規模災害支援

- ① ここ数年頻発する大規模自然災害は、専修学校等に直接的被害をもたらすと同時に、

学生生徒やその保護者も被災者となる可能性がある。今後も不幸にして被災した場合に、これまで同様、確実に一条校と同等の支援策を受けられるよう激甚災害法の早期改正を求めていく。あわせて、専修学校等の防災拠点としての役割についても、所在する地域や個々の学校の状況に応じて検討していく。

- ② 東日本大震災、熊本地震をはじめとした想定外の被害を及ぼす自然災害の被災地域の専修学校等、被災した学生生徒および保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生および暮らしの再生など人材養成や災害の多いわが国に必要な防災教育等に係る国の政策を一層推進するため、専修学校等の教育機能が幅広く活用されることを目指す。

4. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進

i. ガバナンスの強化と質保証・向上に向けた取組

- ① 専修学校等は、学校評価の確実な実施とその結果の公表を推進し、あわせて教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に公開し、公的な教育機関としての説明責任を果たし社会的理解・信頼を得る。（2. -ii. -① 再掲）
- ② 厚労省所管の国家資格の指定養成施設に対する第三者評価の義務化の方向性も考慮しつつ、文科省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」に対応し、先進事例として「職業実践専門課程」における第三者評価、分野別評価のあり方を研究する。あわせて第三者評価団体のあり方を検討する。
- ③ 高等教育の資格の相互承認、評定基準や権利義務関係および高等教育機関に関する情報共有等を規定した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」等の国際通用性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係（学習成果や職業能力等の評価のあり方）を明確化し、かつ、わが国の職業教育体系を着実に整備していくため、「国家学位・資格枠組み（NQF）」の整備を求める。（2. -iv. -② 再掲）
- ④ 分野別評価における対象分野の分類の前提として、実践的な職業教育の観点から職業実践専門課程の認定学科を基軸とした分野分類のあり方の研究に対して協力する。
- ⑤ 学生生徒のほか学び直しの社会人等に対して、ジョブ・カード制度など産官学をあげて推進する職業能力評価の仕組みに積極的に取り組む。
- ⑥ 私立学校法の改正にともない学校法人のガバナンスの改善・強化、情報公開の推進、経営強化など適切な学校運営が強く要請されている。学校法人として、学生生徒が安心して学べる環境整備に向け必要な対応を推進する。

ii. 主権者教育等の推進

- ① 選挙権年齢18歳以上の学生生徒が社会や政治への関心を高め、社会参加の意識を醸成するため、家庭・学校・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習による主権者教育を推進し、職業人・社会人としての意識の向上を目指す。
- ② 専修学校等の職業教育の充実とともに、租税教育、消費者教育、知財教育、防災教育といった、社会人として必要とされる素養やリスク管理のための知識等の教育について、積極的に情報提供を行い各専修学校等において対応を推進する環境を整備する。（3. -v. -②参照）
- ③ 平成30年に著作権法が改正され、指定管理団体による授業目的公衆送信に係る補償金制度が令和3年度から本格実施（令和2年度については、新型コロナウイルス感染

症緊急経済対策として補償金は徴収せず)される。各専修学校等での遠隔教育の実施に当たっては、同法の趣旨を十分に理解したうえで適切に対応し、ICTを活用した教育の推進を図る。(1. -②参照)

- ④ 「東京オリンピック・パラリンピック2020」に対する協力・支援活動の一環として、専修学校等が担う職業教育機関、生涯学習機関としての機能を活かし、ボランティア活動等への積極的対応を推進するとともに、本連合会ホームページにおいて活動内容等を公開し、広く社会に発信する。

5. 全専各連・都道府県協会等の組織強化・活性化

i. 組織の強化

- ① 本連合会が全国団体として機能し、継続的に事業を推進していくため、課程別部会の充実を図る。また、分野別専門部会を含む本連合会全体の組織等のあり方や活性化方策等を引き続き検討する。
- ② 重点目標の各項目の実現の意義を共有し、本連合会の諸活動に対する会員校の参画意識を高める。特に「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づく議論が円滑に進むよう、「高大接続改革」に対する実際の大学等の状況をはじめ、都道府県協会等の取組状況や具体事例の提供など必要な支援を行う。(2. -ii-④参照)
- ③ 全国団体として国や地方公共団体等との関係を維持・強化するため、未会員校の加入促進を後押しし、組織率の向上を図る。
- ④ 会員校の教育の質向上や健全な運営、教職員の資質向上、職業教育のより一層の振興に資するため、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団(TCE財団)およびキャリア教育共済協同組合の各種事業への会員校の参加を促進する。

ii. 連携の強化

- ① 本連合会の諸活動に関する継続的な情報提供等を通じて、都道府県協会等との連携・協力を深め、特に国の具体的政策を地方公共団体等で展開する場合、都道府県協会等が主体的に参画できるよう支援を行う。また、都道府県協会等間の交流促進を図るとともに、会員校との相互ネットワークによる情報提供、情報共有機能を強化する。
- ② 関係府省庁および機関等に対して、専修学校等の実態把握、今後の振興策立案に必要な各種統計調査の実施や統計データ収集を働きかけるとともに、会員校に対して、各種調査等への積極的な協力を呼びかける。
- ③ 政府は、生活様式の変化にともない、東京一極集中から多核連携型社会への移行によって、地方創生を推進するとしている。この方針は、地域人材の育成を柱としてきた地方の専修学校各種学校教育の重要性を再認識する機会となることが期待される。都道府県協会等が改めて地域の産業界や行政、議会とのつながりを密にして、地方創生に資する職業教育を中心とした都道府県単位の情報を把握する好事例や会員校の取組の動向を集約する方法を共有し、運動がより円滑に展開できるようにするとともに、国に対して環境整備を働きかける。(2. -i-③参照)

2. 会議の開催

(1) 定例総会・理事会

定例総会・理事会を6月に、理事会を2月に開催する(2月の理事会は、全専協と合同で開催)。なお、出席者相互の情報交換、親睦を目的に会議終了後に全専協と合同で開催する懇親会

は新型コロナウイルス感染症予防対応の観点から中止する。

日程及び提出議題（予定）は次のとおり。

<第70回定例総会・第133回理事会（令和3年6月16日）／アルカディア市ヶ谷>

- 令和2年度事業報告
- 令和2年度決算報告ならびに監査報告
- 令和3年度事業計画案<令和3年2月の理事会に原案提出>
- 令和3年度収支予算案<令和3年2月の理事会に原案提出>
- 令和3年度第1次補正予算案

<第134回理事会（令和4年2月24日）／アルカディア市ヶ谷>

- 令和4年度事業計画原案
- 令和4年度収支予算原案
- 令和3年度中間報告

（2）常任理事会

定例総会及び理事会に提案する議題並びに事業進捗状況等に関連する議題を協議するため年2回開催。2月は理事会の日程に合わせて開催する。

（3）正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

なお、職業教育の社会的評価向上をはじめ、職業教育体系の確立や教育再生など専修学校等に関わる教育改革、無償化政策など学生生徒への支援措置の制度化等、本連合会が掲げる重要な方針等の論点を議論・整理するため、正副会長会議のもとに分科会を設ける。

（4）幼稚園教諭養成課程指定にかかる制限緩和に向けたプロジェクトチーム

幼稚園教員養成機関の指定に対する他の学校種との格差是正に関する議題を検討するため、適宜開催する。

（5）都道府県協会等代表者会議

文部科学省令和4年度専修学校関係予算、ブロック会議報告等の情報提供及び情報交換を主な目的として、11月26日にアルカディア市ヶ谷で開催する。

（6）課程別部会代表者会議

各課程別部会の活動を活性化すること等を目的に年1回開催する。

（7）ブロック会議

令和2年度はすべてのブロックにおいて開催が延期されたが、令和3年度は会議の重要性を踏まえ、議事内容や開催規模を精査しながら開催する予定。

- 北海道：令和3年 9月14日（火）北海道・札幌ガーデンパレス
- 東北：令和3年10月 8日（金）福島県・ホテル華の湯
- 北関東信越：令和3年 8月24日（火）栃木県・ホテル東日本宇都宮
- 南 関 東：令和3年10月29日（金）神奈川・崎陽軒本店
- 中 部：調整中 静岡県・調整中
- 近 畿：令和3年 8月27日（金）奈良県・コンベンションセンター

- | | | |
|----|-----------------|------------------------------------|
| ○中 | 国：調整中 | 岡山県・調整中 |
| ○四 | 国：令和３年 ８月２０日（金） | 高知県・調整中 |
| ○九 | 州：令和３年 ７月２０日（火） | 長崎県・ザ・ホテル長崎ベストウェスタン
プレミアムコレクション |

(8) 事務担当者会議

事業計画や個々の事業の諸手続を説明し、都道府県協会等の共通の課題等について意見交換することを目的に、TCE財団と共催で4月16日、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点からオンラインで開催。

3. 委員会活動方針

(1) 総務委員会

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文部科学省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討
- 総会及び理事会並びに式典に関する事項
- 広報及び会員校に関する事項
- 協力者会議に関する事項

などを主な業務とする。

本委員会は、専修学校および各種学校制度の充実・改善などについて検討し、具体的方策を取りまとめるほか、専修学校および各種学校の振興並びに当面する課題等について、文部科学省をはじめ関係府省庁等とも協議を行いながら、対応方策を取りまとめて活動を行う。

なお、引き続き小委員会のもとで具体的な個別の活動を実施し、必要に応じて個別の課題に
知見がある専修学校等関係者を臨時委員として招聘する。主な活動は以下のとおり。

《振興策對序》

【政策実現面の活動】

- 「社会人や女性のリカレント教育プログラム」開発・実証等への積極的な対応
- 専修学校等の制度の充実に資する客観的データ・統計数値等の収集及び調査等への積極的な協力要請
- 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）に定める高等教育機関一覧の情報提供に対する専門学校調査の支援協力

【格差解消面の活動】

- 緊急性が高い代表的格差である激甚災害法の適用の早期実現に向けた、調査研究活動の推進
- 職業教育の評価向上の一環として、学生の流動性を高めるため専門学校と大学（専門職大学含む）など異なる学校種相互の連携・接続の推進

【支援要請面の活動】

- 東日本大震災及び熊本地震、想定外の被害を広範囲に及ぼす自然災害の被災地域の専修学校等、被災した学生生徒及び保護者への財政的・制度的復興支援への対応
- 保護者の経済的負担軽減に資する、教育私費負担軽減に向けた公的財政支援制度、(独)日本学生支援機構の奨学金制度(給付型奨学金、無利子奨学金、所得連動返還型奨学金)等のさらなる拡充への対応
- 専修学校等の振興に不可欠な財政措置に関する議論への対応、国や地方公共団体からの

助成の拡充（高等専修学校予算獲得に対する積極的運動等）、地方交付税交付金の大幅拡充等の実現に向けた関係方面との協議・要望活動への対応

【教育充実面の活動】

- すべての専門学校が高等教育修学支援新制度の対象校となるよう啓発活動を推進
- 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づく各ブロック、都道府県協会等、各専門学校における取組状況や具体事例の情報提供
- 専修学校等における教育・職業教育の振興に関する学会等への積極的な対応にかかる会員校への周知
- 専修学校等における主権者教育・租税教育・知財教育・防災教育等リスク管理のための知識等の教育に資する環境整備を推進
- 専修学校等教職員向けICT活用教育利用に関する著作権教育の推進
- 学校施設の耐震化、アスベスト対策等として、文科省予算である施設・設備整備費補助金の積極活用に関する会員校への周知

【情報提供面の活動】

- 本連合会ホームページの運営
- 「職業実践専門課程」認定制度や「専門実践教育訓練給付」、「（独）日本学生支援機構奨学事業」の動向等について本連合会のホームページ等を活用した積極的な情報発信
- 「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業の企画運営
- 地域相互のネットワークを介した情報共有機能強化と一般社会への継続的・主体的な情報発信への対応
- 会員校が利益を享受できる情報提供の在り方の検討
- 職業教育機関、生涯学習機関としての機能を生かしたボランティア活動等への積極的対応、活動内容等の情報発信
- 平成29年の民法改正に伴う入学時における保証人契約の適正化への対応

《中央教育審議会対応》

- 専修学校等又は生涯学習及び職業教育等に関わる中央教育審議会各分科会等の審議事項の検討、意見の募集やヒアリング等への対応

《厚生労働省対応》

- 厚生労働省が実施する雇用対策事業への対応方策の検討
- 公共職業能力開発施設の統合・再編等を含む役割分担にかかる対応方策の検討、文部科学省及び厚生労働省との三者協議開催の働きかけ
- 人材育成、職業能力開発、職業教育・訓練等に関わる厚生労働省の会議への対応、関連する諸事業の効果的な方策の研究及び厚生労働省所管課との協議
- 離職者訓練（長期高度人材育成コース）及び社会人の学び直し（専門実践教育訓練）、就職氷河期世代の正規雇用に向けた学びの機会の提供等リカレント教育への対応
- ジョブ・カード制度等への対応

《幼稚園教員対応》

- 「幼稚園教諭養成課程指定にかかる制限緩和に向けたプロジェクトチーム」の事務局機能を本委員会が担当する

（２）財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

- 予算及び決算に関する事項

○会費に関する事項

○財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な活動内容とする。

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認する。あわせて、今後の財政状況を勘案しつつ、各委員会等との議論を通じて重点化すべき計画等を確認しつつ、収支の均衡等に配慮した予算原案の立案を行う。

また、全専各連及び全専協の持続的運営のあり方について、団体として安定的・継続的に運営が行えるよう具体的対策について他の常置委員会と連携しながら検討を行う。

（３）組織委員会

本委員会は、会の組織に係る全般を所管し、

○組織の活性化に関する協議・提言事項

○組織見直しに伴う会則改正等に関する事項

などを主な活動内容とする。

全専各連及び全専協の持続的運営のあり方について、会員校組織率改善方策や会費のあり方等を含め、財務委員会、全専協総務運営委員会と連携し検討を進める。

さらには、組織率の低下がみられる中、組織の維持を図るための具体的方策を検討する上で、都道府県協会等の現状と課題を調査する。

（４）個人立校振興委員会

本委員会は、個人立校独自の課題に関する事項について所掌する。

制度化された「個人版事業承継税制」の活用により、個人立校の円滑な事業承継が促進されるよう、個人立校への周知を図る。また、引き続き固定資産税の減免運動のノウハウについても情報提供を行うとともに、その他個人立校特有の課題について協議を行う。

（５）職業教育の質保証・向上のための検討委員会（特別委員会）

本委員会は、一時休止となっていた文部科学省「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」という。）に対応して、審議方針・内容等を確認し、団体が必要と考える専修学校教育の振興方策について審議するため、会則施行細則第１１条第２項に基づき設置する。

文部科学省が進める職業実践専門課程の実質化のための認定学科のフォローアップをはじめ、高等教育の修学支援新制度の確認要件や職業教育マネジメントの議論など、専門学校の職業教育の質保証・向上のための政策が重要性を増している。本委員会では、職業教育の質保証・向上にかかる様々な制度や施策の一層の充実を図るため、「職業実践専門課程の指針」など、これまでの具体的取組を精査して改定を行う。また、遠隔教育など必要なガイドラインの策定等を行う。

４．専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議への対応

文部科学省は、生涯学習政策局長（当時）の下に「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」という。）を設置し、平成２４年４月から審議を開始した。

協力者会議では、学校評価や職業実践専門課程の改善・充実など、過去の中央教育審議会答申等で幾度となく制度的白点と指摘された専修学校の質保証・向上に向けた対応策について、

以下の内容等を議論し、専修学校の振興策として取りまとめを行っている。

- 専修学校における学校評価ガイドライン
- 「職業実践専門課程」の制度化（認定要件、認定後のフォローアップ等）
- 「キャリア形成促進プログラム(専修学校専門課程による社会人等向け短期プログラム)」の制度化（認定要件等）

平成30年4月以来となる今回の協力者会議では、「職業実践専門課程」の認定状況を踏まえて、専修学校教育の質の向上を中心に議論するとしており、以下の論点が掲げられている。

- 企業等との連携を通じた教育の質向上（体系化・可視化）
- 情報公開の在り方（法令、修学支援新制度などの方法の整理）
- 職業実践専門課程に対する第三者による学校評価
- 教育の質を支える教職員の育成（専門領域および指導力の研修の認定要件の在り方）
- オンライン授業の内容・方法における質の確保

なお、全専各連からは千葉茂筆頭副会長と多忠貴理事が参画している。

5. 広報活動の一層の推進

(1)「7月11日 職業教育の日」の推進

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進を、引き続き全専協と連携して、専修学校等における職業教育の実績と今後果たすべき使命について積極的に広報活動を実施する。

総務委員会と全専協総務運営委員会において、「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業を企画運営し、職業教育の意義や社会的使命等を広く訴えるため、一般に利用されるプロモーショングッズ等を作成し、都道府県協会等及び関係方面に配布する。

(2)「広報全専各連」による情報提供

専修学校等をめぐる動向や本連合会の活動状況等をまとめた「広報全専各連」を年4回発行し、ホームページへ掲載、会員校等に配布する。

(3)ホームページを活用した広報活動の推進

全専各連ホームページ (<https://www.zensenkaku.gr.jp/>)

当ホームページは、全専各連会員校に対する「活動の報告」、「予定日程の公表」、「行政情報等の提供」を主たる目的として運用を行っており、特に情報の迅速な掲載と内容のさらなる充実を図っていく。

6. 課程別部会活動方針

(1) 全国専門学校協会

1. 新型コロナの専門学校に対する諸影響への対応と感染症対策の強化

- ① 新型コロナ拡大の影響により経済的に困窮している学生への支援として、既存の支援策（高等教育の修学支援新制度等）とともに継続して予算化された「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を、各都道府県と密に連携して積極的に活用する。
- ② 新型コロナの感染リスク抑制のため、多くの専門学校で導入されているオンライン授業の実施状況等の把握に努め、遠隔教育に要する施設設備の整備、質を担保し得る教育手法の研究、教育効果の高いコンテンツの開発、さらに通信費等への財政的支援とあわせ、新たに学生又は学校の負担となる授業目的公衆送信補償金について国や都道府県による支援を求める。

- ③ Society 5.0への具体的対応として、テレワークの拡大や遠隔教育の普及等を含む新たな生活様式への転換を促し、イノベーションを起こしていくDX（デジタルトランスフォーメーション）推進人材の育成が国家的課題とされ、初等中等教育から高等教育段階までAIやデータサイエンスの基礎知識・技術の習得が必須となっている。専門学校等においても個々の専門教育に対応した新たなICTリテラシー教育のあり方について調査研究し、個別具体的な事例について情報収集を行う。
- ④ 新型コロナの世界的蔓延により、海外との人的交流が長期にわたり困難となっており、わが国の入国の水際対策の厳格化から留学生受入れに関し専門学校も極めて大きな影響を受けている。新規又は再入国の規制緩和は世界的な感染状況の判断を待たなければならないが、留学生の入国規制の緩和の際には地方空港も含めたPCR検査態勢の充実、入国に際しての感染予防の徹底に係る対策経費の支援を強く求める。
- ⑤ 新型コロナの影響により、わが国においても失業者の増加や新規学卒者の就職難が推測される。専門学校においては、いわゆるエッセンシャルワーカーの着実な育成とあわせて、人材の流動化に資するより高度な職業教育の提供も重要な役割である。社会人の学び直しのための教育コンテンツ開発の推進や好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント教育の充実を図る体制の整備を求める。
- ⑥ 国家資格等の指定養成施設である専門学校は、コロナ禍にあっても可能な限り指定養成規則に則った教育を行っている。国家資格等を所管する各省庁に応じてオンライン授業の導入や学外実習の学内科目への振替など指定養成規則の暫定的かつ弾力的運用を認めている。各省庁はこのような運用上の成果を適切に評価し、教育内容の質の担保を前提としつつ、学生の不利益が生じないように、一時的な運用にとどまらず、恒常的な運用とするため指定養成規則の改正を求める。
- ⑦ 新型コロナ拡大防止対策として、遠隔教育に加え、少人数教育やオンラインによる実習等により、経費の増大を招き経営が悪化しかねない専門学校も存在する。専門学校への経常費助成について、国民の税金を原資とする国の予算のあり方を考えた場合、在籍する学校種によって同年代の学生が受ける恩恵に格差がある点は論を待たない。文科大臣認定の職業実践専門課程への助成措置を全ての所轄庁へ浸透し、その充実を促し、最終的に他の高等教育機関と同様、国の経常費助成の対象となるよう、関係法令の改正等を求めていくことも重要である。（2. -v-②参照）

2. 職業教育体系の確立と専門学校の振興方策の実現

i. 職業教育体系の確立

- ① わが国の教育体系の中で「アカデミック・ライン」に対する「プロフェッショナル・ライン」を確立し、職業教育と学術研究が同等に評価される社会の実現を目指す。
- ② 専門学校は、従来の職業教育の取組に加えて、現役世代のスキルアップ・キャリアアップ、現役・定年層世代のキャリアチェンジなど、それぞれの学びのニーズに対応した多様な機会を提供し、専門職大学その他職業教育機関とともに確固たる職業教育体系の確立を目指す。
- ③ 地方定着など地域貢献の評価の高い専門学校の多様な地域人材育成の機能を充実し、地域社会・地域経済を支える基盤としての高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する「地域連携プラットフォーム」の構築に積極的に参画する。

ii. 情報公開および情報発信による理解促進

- ① 専門学校は、学校評価の確実な実施とその結果の公表を推進し、あわせて教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に公開し、公的な教育機関としての説明責任を果たし社会的理解・信頼を得る。
- ② 各専門学校による教育活動の特色や職業教育の魅力、地域相互のネットワークを介した事例研究などの情報発信等を通じて、各教育段階における職業教育・キャリア教育の重要性を広く浸透する。その一環として、全国統一の「7月11日職業教育の日」の広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、産業界との緊密な関係を一層深めていく。
- ③ 文科省と連携して、個々の学生の適性・能力等の公平・公正な評価に基づく進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関へ積極的に情報を発信する。
- ④ 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、職業教育を行う専門学校の学生受入方針および入試内容等について理解促進を図る。

iii. リカレント教育の推進

- ① 人生100年時代に向けた多様なリカレント教育機会の充実を図るため、新たなリカレント教育の実践モデルを開発し、社会人や女性さらには就職氷河期世代の学びの機会を積極的に提供する。
- ② リカレント教育の充実を図る観点から、厚労省の能力開発、雇用政策に対応し、在職者・離職者に対する委託訓練、教育訓練給付制度（専門実践教育訓練、キャリア形成促進プログラム）、「非正規雇用労働者等の長期高度人材育成コース」等において、専門学校が幅広く活用されるよう、それぞれの教育訓練の受講推移等の実績情報を入手し、会員校に積極的な情報提供を行い、各地域での教育訓練の取組を推進する。（1. -⑤参照）
- ③ 新型コロナの影響により、わが国においても失業者の増加や新規学卒者の就職難が推測される。専門学校においては、いわゆるエッセンシャルワーカーの着実な育成とあわせて、人材の流動化に資するより高度な職業教育の提供も重要な役割である。社会人の学び直しのための教育コンテンツ開発を推進の推進や好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント教育の充実を図る体制の整備を求める。（1. -⑤再掲）

iv. 他の学校種との接続・連携の推進および学習成果の客観的評価

- ① 職業教育の評価向上の一環として、学生の流動性を高めるため専門学校と高等学校・大学（専門職大学含む）など異なる学校種相互の連携・接続を推進する。
- ② 高等教育の資格の相互承認、評定基準や権利義務関係および高等教育機関に関する情報共有等を規定した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」の国際通用性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係（学習成果や職業能力等の評価のあり方）を明確化し、かつ、わが国の職業教育体系を着実に整備していくため、「国家学位・資格枠組み（NQF）」の整備を求める。
- ③ 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、職業教育を行う専門学校の学生受入方針および入試内容等について理解促進を図る。

び入試内容等について理解促進を図る。(2. -ii. -④ 再掲)

v. 職業実践専門課程の実践的かつ実質的な取組に対する支援の充実

- ① 「職業実践専門課程」について、文部科学省が継続的に行うフォローアップ調査や認定課程の要件実質化の調査結果を踏まえ、実質化に向けて会員校への周知・啓発活動の取組を実施し、本連合会作成の「指針」の見直しを行うとともに、実践的かつ専門的な職業教育の質保証に係る事案の検証を行う。また、職業実践専門課程の運用改善等をもとにした高度化への対応、各要件の実質化促進の取組等により、社会的評価の一層の向上を図る。
- ② 全ての都道府県が「職業実践専門課程」に対する経常費助成措置を早期に実現するよう、情報の収集・提供を行い積極的に推進する。また、最終的に「職業実践専門課程」が他の高等教育機関と同様に国の経常費助成措置の対象となるよう、関係法令の改正等を求める。(1. -⑦ 参照)
- ③ 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)において、「職業実践専門課程」の認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進める。また、再指定申請を見送った認定校の調査・分析等を通じ、職業実践専門課程が社会人の学び直しに活用されるよう、例えば、合理的な理由がある場合の合格率や就職率の指標の緩和など教育訓練制度の指定要件等の弾力化や支援策の充実を求める。

3. 専門学校制度の充実・改善

i. 中央教育審議会(中教審)大学分科会、生涯学習分科会等、協力者会議等への対応

- ① わが国の教育政策を議論する中教審大学分科会や生涯学習分科会等の議論に積極的に対応し、具体的な振興方策の取りまとめや確実な措置の実現を目指す。
- ② 専門学校の振興方策等について協議する協力者会議等における議論に積極的に対応し、具体的な諸施策・制度改正の実現を求める。
- ③ 高等教育修学支援新制度が創設され、経済的に厳しい家庭の学生が職業教育を受ける可能性が大きくなっている中、専門学校の機関要件確認校数は7割強に増加している。経済的に困難を抱える学生支援の間口を広くしていくためにも、他の高等教育機関と同様にすべての専門学校が対象校となるよう啓発活動を推進する。
- ④ 高度専門士課程について、職業実践的な専門教育の充実や社会人の学び直しの受入れ拡大に対応するため、前期・後期の区分制の導入など制度改正をはじめ、国際通用性を前提とした他の高等教育機関とのレベルの整合性を視野に入れ、高度化への展望に向けた整備を推進する。(2. -iv. -②参照)
- ⑤ 幼児教育無償化の政策と待機児童問題を踏まえ、過去の実績と同様に文部科学大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、制度的運用の是正を求める。

ii. 留学生政策への対応

- ① 優秀な外国人学生の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校留学生の学びの推進支援事業」等の施策を総合的・戦略的に推進する。また、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受入れ促進プログラム(旧 外国人留学生学習奨励費給付制度)の専門学校枠の拡充を求める。
- ② 実践的かつ高度な職業教育を行う専門学校の修了者に対する在留資格の付与、専門教

育を通じて養成される専門職の在留資格の範囲を拡大する等、外国人材の需要に対して、新たに制度化された「特定技能」の在留資格の動向も注視しつつ、より多くの専門学校留学生の卒業後の就労が可能となる方策を検討する。

- ③ 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」およびそれに基づく具体的対応策について、必要な対応策を講じるとともに、専門学校等における適切な留学生受入れのために、在籍管理のより一層の徹底を推進することについて、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行う。
- ④ 新型コロナの世界的蔓延により、海外との人的交流が長期にわたり困難となっており、わが国の入国の水際対策の厳格化から留学生受入れに関し専門学校も極めて大きな影響を受けている。新規又は再入国の規制緩和は世界的な感染状況の判断を待たなければならないが、留学生の入国規制の緩和の際には地方空港も含めたPCR検査態勢の充実、入国に際しての感染予防の徹底に係る対策経費の支援を強く求める。(1.-④再掲)
- ⑤ 日本語教育推進法の制定により日本語教育推進関係者会議が設置され、日本語教育全般にわたる議論が進みつつある。今後、専門学校留学生に対する日本語教育、日本語科を有する専門学校における日本語教育の今後のあり方を含めた幅広い議論に対応していく。

iii. 厚労省施策への対応

- ① 国や地方公共団体に対して、公共職業能力開発施設等との役割分担の徹底を求め、専門学校との競合を回避する。また、教育訓練での専門学校の活用や訓練の質的指標のあり方の見直し等を求めるとともに、各地域の専門学校において一層の取組の推進を図る。
- ② 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）において、「職業実践専門課程」の認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進める。また、再指定申請を見送った認定校の調査・分析等を通じ、職業実践専門課程が社会人の学び直しに活用されるよう、例えば、合理的な理由がある場合の合格率や就職率の指標の緩和など教育訓練制度の指定要件等の弾力化や支援策の充実を求める。(2.-v.-③再掲、1.-⑤参照)
- ③ 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」の時間数の最低基準が引き下げられ、あわせて教育訓練給付制度の中に新たに特定一般教育訓練が設けられたことで、社会人や女性等の学び直しにおける時間的、経済的な負担等の軽減が見込まれる。学び直しプログラムの情報提供の一元化を通じて、指定申請を積極的に行うよう取組の推進を図る。
- ④ 非正規雇用労働者等の長期高度人材育成コースへの対応を引き続き行うとともに、いわゆる就職氷河期世代の正規雇用への支援策として、厚労省、文科省施策への対応を推進する。(1.-⑤参照)

iv. 教育環境の整備

- ① 文科省予算の施設・設備整備費補助を活用し、学校施設の耐震化、アスベスト対策、エコキャンパスへの転換、情報関係設備の整備などへ積極的に対応する。
- ② 新型コロナの感染リスク抑制のため、多くの専門学校で導入されているオンライン授業の実施状況等の把握務め、遠隔教育に要する施設設備の整備、質を担保し得る教育手法の研究、教育効果の高いコンテンツの開発、さらに通信費等への財政的支援とあわせ、新たに学生又は学校の負担となる授業目的公衆送信補償金について国や都道府

県による支援を求める。(1. -②再掲)

- ③ (独) 日本学生支援機構の奨学金事業の拡充と、返済猶予措置の対象となる卒業者の対処手続き含む事項について会員校へ情報提供を推進するとともに、地方公共団体等が運営する奨学金関連制度(「地方創生枠」の無利子奨学金、基金造成による奨学金返還支援制度)の全国的な状況を把握し、専門学校の学生を対象とするよう求める。

v. 大規模災害支援

- ① ここ数年頻発する大規模自然災害は、専門学校に直接的被害をもたらすと同時に、学生やその保護者も被災者となる可能性がある。今後も不幸にして被災した場合に、これまで同様、確実に一条校と同等の支援策を受けられるよう激甚災害法の早期改正を求めていく。あわせて、専門学校の防災拠点としての役割についても、所在する地域や個々の学校の状況に応じて検討していく。
- ② 東日本大震災、熊本地震をはじめとした想定外の被害を及ぼす自然災害の被災地域の専門学校、被災した学生および保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生および暮らしの再生など人材養成や災害の多いわが国に必要な防災教育等に係る国の政策を一層推進するため、専門学校の教育機能が幅広く活用されることを目指す。

4. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進

i. ガバナンスの強化と質保証・向上に向けた取組

- ① 専門学校は、学校評価の確実な実施とその結果の公表を推進し、あわせて教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に公開し、公的な教育機関としての説明責任を果たし社会的理解・信頼を得る。(2. -ii. -① 再掲)
- ② 厚労省所管の国家資格の指定養成施設に対する第三者評価の義務化の方向性も考慮しつつ、文科省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」に対応し、先進事例として「職業実践専門課程」における第三者評価、分野別評価のあり方を研究する。あわせて第三者評価団体のあり方を検討する。
- ③ 高等教育の資格の相互承認、評定基準や権利義務関係および高等教育機関に関する情報共有等を規定した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)」等の国際通用性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係(学習成果や職業能力等の評価のあり方)を明確化し、かつ、わが国の職業教育体系を着実に整備していくため、「国家学位・資格枠組み(NQF)」の整備を求める。(2. -iv. -② 再掲)
- ④ 分野別評価における対象分野の分類の前提として、実践的な職業教育の観点から職業実践専門課程の認定学科を基軸とした分野分類のあり方の研究に対して協力する。
- ⑤ 学生のほか学び直しの社会人等に対して、ジョブ・カード制度など産官学をあげて推進する職業能力評価の仕組みに積極的に取り組む。
- ⑥ 私立学校法の改正にともない学校法人のガバナンスの改善・強化、情報公開の推進、経営強化など適切な学校運営が強く要請されている。学校法人として、学生が安心して学べる環境整備に向け必要な対応を推進する。

ii. 主権者教育等の推進

- ① 選挙権年齢18歳以上の学生が社会や政治への関心を高め、社会参加の意識を醸成するため、家庭・学校・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習による主権者教育

を推進し、職業人・社会人としての意識の向上を目指す。

- ② 専門学校の職業教育の充実とともに、租税教育、消費者教育、知財教育、防災教育といった、社会人として必要とされる素養やリスク管理のための知識等の教育について、積極的に情報提供を行い各専門学校において対応を推進する環境を整備する。(3. - v. -②参照)
- ③ 平成30年に著作権法が改正され、指定管理団体による授業目的公衆送信に係る補償金制度が令和3年度から本格実施(令和2年度については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として補償金は徴収せず)される。各専門学校での遠隔教育の実施に当たっては、同法の趣旨を十分に理解したうえで適切に対応し、ICTを活用した教育の推進を図る。(1. -②参照)
- ④ 「東京オリンピック・パラリンピック2020」に対する協力・支援活動の一環として、専門学校が担う職業教育機関、生涯学習機関としての機能を活かし、ボランティア活動等への積極的対応を推進するとともに、本連合会ホームページにおいて活動内容等を公開し、広く社会に発信する。

(2) 全国高等専修学校協会

活動方針原案

I、高等専修学校の振興策の実現

- ① 特に今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生徒に対する国の支援として、高等学校等就学支援制度および高校生等奨学給付金の拡充のほか、学校独自に行う修学支援給付金等への補助、学校運営維持の助成措置等の制度構築・補助を各都道府県に求める。またGIGAスクール構想を筆頭に、国の補正予算を通じ専修学校での遠隔教育導入に向けた施設設備の財政的支援ならびに都道府県での追加的な予算を得るとともに、より効果的な教育手法を検討し、全国に共有する。更に国家資格等の指定養成施設における要件緩和の充実として、国家資格等を所管する各省で学校の実態の確認・把握、規則の要件緩和(代替措置の設定等)や要件充足(学外実習の実施等)のための社会的環境の整備の徹底を求める。
- ② 国による私立学校振興助成法(第9条 学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)と同様な支援制度の創設を求める。
 - ・ 東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」(※)をモデルとした各道府県における発達障がい生徒受入に関する予算措置を創設する。
 - ・ 各都道府県における授業料軽減措置に対する国の支援事業を求める。
 - ・ 高等学校等就学支援金のより一層の充実を求める。
- ③ 文部科学省委託事業「高等専修学校の機能高度化推進事業(「学びのセーフティネット」機能の充実・強化)」に積極的に参画し、高等専修学校と外部とのネットワーク化の推進、卒業後の「自立」につながる効果的な教育実践を推進し、「チーム高等専修学校」を推進・整備する。
- ④ 高等学校との格差是正のための調査研究を行うとともに、高等学校教育改革の方向性を注視し、後期中等教育機関としての高等専修学校振興に資する、制度改善を推進する。
- ⑤ 都道府県における経常費助成措置の推進並びに対象科目の平等を求めるとともに、「授業料軽減等措置」を推進する。この目的を達成する手段として、研修会等を通じて都道府県における取組情報の共有を図る。
- ⑥ 高等専修学校の魅力発信資料(「未来をひらく高等専修学校」)の毎年度発行を国に求

め、高等専修学校の社会的認知度向上のための活動を推進する。その一環として、「大学入学資格付与（高等学校卒業程度）指定校〇〇高等専修学校」の学校案内、ホームページ等への掲載を推進する。

- ⑦ 高等専修学校における安全・安心な学習環境の確保のため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付への積極的な加入を推進する。
- ⑧ 大学入試「高大接続」改革に伴い、高等専修学校の進学に関しても情報共有を図り改革に対応する。

Ⅱ、高等専修学校の教育力の向上

- ① 全会員校の学校評価・情報公開の実施を実現する。
- ② 高等専修学校における「いじめ問題」に対して適切な対応を推進する。
- ③ 高等専修学校として、小中学校で「不登校」を経験した生徒に対して適切な受入と対応を推進する。
- ④ 高等専修学校に学ぶ発達障がい生徒の受入、修学ならびに進路指導に関する支援を推進する。
- ⑤ 高等専修学校卒業生の進路で進学でも就職でもない、未決定者の比率を減らす。
- ⑥ 有権者として求められる力を身に付けるために、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用する。

Ⅲ、組織力の強化

- ① 各都道府県協会における活動の強化と情報の共有を図る
- ② 体育大会等の協会主催事業への参加要請

Ⅳ、調査・統計資料の収集

- ① 高等専修学校の実態把握に関する事項
- ② 技能連携等の実態把握に関する事項

Ⅴ、高等専修学校のPR・認知度のアップ

- ① 高等専修学校の魅力発信事業の有効活用
- ② 母校訪問の全国展開
- ③ 高等専修学校展の普及
- ④ 職業体験講座・体験型授業の積極的普及と各ブロックにおける事例の共有
- ⑤ 協会ホームページの充実

Ⅵ、生徒表彰

- ① 成績優秀生徒及び部活動等における優秀生徒への表彰

Ⅶ、無認可校（サポート校）への対応

- ① 各地域における情報の共有化を図り、行政への働きかけを強める

※東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」とは、都内の私立専修学校高等課程で障がいをもつ生徒が在籍する学校の設置者に、運営費の一部を補助する制度。令和2年度の生徒一人あたりの補助単価は、767,500円である（私立特別支援学校高等部の経常費補助単価の1/2）。平成27年度から長野県において、特別補助として発達障がいのある生徒一人当たり45,000円（平成30年度）を一般補助に特別補助として加算する制度が、山形県でも高等専修学校への特別支援教育支援員の配置として1校180万円が創設された。兵庫県でも平成31年度より生徒指導の充実（臨床心理士等カウンセリングを担当する教職員の配置）補助単価30万円、特別支援教育体制の整備（特別な支援が必要な生徒の受入体制整備や学校生活での支援体制構築を図る活動）補助単価28万円を新規事業として創設。佐賀県では、不登校経験や発達障がい及びその疑いのある生徒、全日制中退者等の受入を行っていると対外的に明示している学校法人立大学入学資格付与校へ生徒一人当たり292,468円の補助を行っている。

(3) 全国専修学校一般課程各種学校協会

1. 運動方針

(1) 生涯学習ニーズへの取組の推進

入学資格に特に制限がない専修学校一般課程及び各種学校は、誰でも自由に、職業上又は生活上必要な専門的知識や技能、教養等を学ぶことができる機能を有しており、生涯学習の観点から最も期待される学校である。コロナ禍では地域間の移動制限や外出自粛等から、リカレント教育（特に社会人等のオンライン受講）の重要性が認識され、学び直しや各種資格取得等に向けた学習ニーズが高まっている。

本協会では、会員校が行う生涯学習事業を広く社会に認知・普及させるとともに、各学校がその特色や機能を活かして、広く国民の学習ニーズに合わせた多様な教育を展開することを目的として平成23年度から「生涯学習カレッジ認定講座認定事業」を立ち上げており、全会員校への定着とともに、より一層の充実を図ることが重要である。

(2) 行政を含む地域における連携

文部科学省が行う「学校・家庭・地域連携協力推進事業」などの施策に積極的に対応し、専修学校一般課程及び各種学校が地域社会の生涯学習を支える担い手として都道府県、市町村の教育委員会等と連携を図り、事例研究を含め全国的に取り組んでいく必要がある。

少子化・高齢化の進展、共働き世帯、一人親世帯、独居老人の増加など、地域力の衰退、地域格差・経済格差の拡大に直面するなか、持続可能な社会づくりを進めるため、専修学校一般課程及び各種学校を核とした、学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かす人づくり・地域づくりの好循環を創出する必要がある。

また、昨今頻発する大規模自然災害における地域の防災拠点、身近な地域拠点としての役割について検討する必要がある。

(3) 学習成果の社会的評価の向上に向けた単位認定の研究

国民一人一人の能力の向上・底上げを図るためには、社会全体で多種多様な学習機会が提供され、また、その提供される学習機会の質を向上させることが不可欠である。また、個人の学習成果が適切に評価され、社会で幅広く通用するための環境の構築が求められる。

現在、文部科学省においては、個人の学習成果の活用促進という観点から、「生涯学習パスポート」の作成・活用が推進されている。これは、個人が進学や就職・転職、あるいは社会的な活動につく際に個人の資質能力等をより適切に評価してもらうことを期待して、生涯学習によって得た能力等の学習成果を詳しく記述し、提示するものである。

専修学校一般課程及び各種学校における学習成果も、将来的には高等学校や放送大学など各教育機関の判断により単位として認定されるよう対応・研究する必要がある。

(4) 専修学校一般課程及び各種学校の社会への発信力の強化と情報の共有

専修学校一般課程及び各種学校の諸活動に関する継続的な情報提供等を通じて社会に対する発信力を強化する。また、会員校間の相互ネットワークによる情報共有機能の構築を推進するために協会ホームページの充実を図る。

(5) 学校評価と情報公開への取組の推進

地域の教育を担う公器としての専修学校一般課程及び各種学校の社会的説明責任を果たす観点から、「専修学校における学校評価・情報公開ガイドライン」、「専修学校における学校評価実践の手引き」などを参考として、専門学校に準じた学校評価と情報公開の積極的推進を図る。

(6) 教育費私費負担の軽減に資する公的財政支援制度の研究

高等学校等就学支援金の制度対象校の拡大により、一定要件を満たす各種学校についても、高等学校等と同様の支援策が講じられることとなった。

さらに、専修学校一般課程及び各種学校の持つ職業教育機能の活用として、厚生労働省の雇用対策・能力開発施策への対応も必要である。

このような個人補助の観点に立った公的な支援制度に関する情報の収集、研究を行う。

(7) 日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の普及・啓発

専修学校一般課程及び各種学校は、日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の融資の対象となっている。

融資の対象としては、学校納付金、受験にかかった費用、アパート・マンションの敷金・家賃など、教科書代、学習用品費等、使いみちは多岐にわたり、教育資金の必要な学生にとり有効な手段と考えられることから、経済的理由により修学を断念する学生が出ないよう、あらゆる機会を活用して会員校に周知し、普及・啓発に努める。

(8) 金融機関の窓口での本人確認書類の提示等の取り扱いについて

現在、犯罪による収益の移転防止に関する法律により、専修学校一般課程及び各種学校の入学金、授業料等の支払に係る現金での振り込みについては、その額が10万円を超える場合は、金融機関の窓口での本人確認書類の提示等が必要となっている。専修学校一般課程及び各種学校に対しても、専門課程・高等課程と同様の取り扱いを求める。

(9) 今後の運営について：共通課題の認識の共有化を図る

全専各連の組織改編に伴い、専修学校一般課程と各種学校が、ともに新たな部会として活動することとなった。これまでの各種学校協会としての活動を基軸としつつ、各会員校の共通課題を整理し共有化を図ることが重要である。

本年度についてもこれまでの方針を継続し、各都道府県協会等の専修学校一般課程及び各種学校未会員校に対して、本協会の事業活動等の情報を提供して都道府県協会等への入会を促進するとともに本協会活動への参加を積極的に促し、会員校の増強を図ることとする。また、職業教育・キャリア教育財団やキャリア教育共済協同組合の事業への積極的参画を推進する。

(10) 都道府県からの補助金等を含めた収益事業・付帯事業の研究ならびに事例収集を図る

現在、全国の都道府県からの専修学校一般課程及び各種学校に対する補助・助成措置は、各都道府県それぞれの対応となっており、先進的な愛知県や兵庫県などにおいては、対象となる学校群に対して経常費補助金・運営費補助等がなされている事例もある。さらに各学校における特色ある収益事業・付帯事業等の研究ならびに事例収集を図り、情報の共有化に努める。

7. 分野別専門部会活動方針概要

(1) 全国工業専門学校協会

- ①令和3年度 幹事会の開催
- ②第43回（令和3年度）定例総会の開催
- ③令和3年度 運営委員会の開催
- ④第6回（令和3年度） 学生成果報告会の開催
- ⑤全国工業専門学校協会会長賞授与

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

「観光英語検定試験」の開催。あわせて検定試験関連書籍等の作成・発行を行い、会員校・検定試験等の広報活動に努める。また、例年通り「全国専門学校英語スピーチコンテスト」

と昨年度より実施の「外国人留学生日本語弁論大会」を開催し、語学ビジネス観光教育の充実向上に努める。

①第44回観光英語検定試験

令和3年10月31日：1・2・3級

②第39回全国専門学校英語スピーチコンテスト

令和4年1月15日：東京・日本橋公会堂

③第2回外国人留学生日本語弁論大会

令和4年1月15日：東京・日本橋公会堂

(3) 全国服飾学校協会

全国服飾学校「第37回ファッション画コンクール」の開催
贈賞式を令和4年2月9日に行う予定

(4) 全国美術デザイン教育振興会

①第33回「全日本高校デザイン・イラスト展」開催予定

内容については基本的に例年を踏襲するが、東日本地区展は新型コロナ感染拡大の影響で今年度も山脇ギャラリー（山脇美術専門学校）が使用できないため、昨年に続きオンライン展示で代用する予定。

現時点では開催予定の他地区の巡回展も、感染状況次第では中止となりうる。

作品応募期間：令和3年8月～9月予定

巡回展：令和3年11月～ 北海道地区と西日本地区で開催予定

②研修委員会

主に一般受験者を対象としつつも、色彩学の指導にあたる教員の研修も兼ねた色彩士検定各級の試験対策講座を年度内に数回開催予定。

ただしこちらも感染状況次第では昨年同様中止の予定。

③事業委員会

色彩士検定の実施

第50回色彩士検定試験：令和3年9月5日（1級・3級）

第51回色彩士検定試験：令和4年1月23日（2級・3級）

4級ウェブ試験：通年無料で実施している。

(5) 全国予備学校協議会

社会の変化に的確な対応を図り、全専各連の分野別専門部会としての活動を通じて、学校教育制度の一環としての教養基礎教育を担う予備学校の教育と経営の充実向上に努める。

① 学校の教育と経営の充実向上を図るための調査研究

② 予備学校の教育と経営に関する研修会の開催

③ 広報活動

④ 大学入学共通テスト説明協議会への参加

(6) 一般社団法人全国専門学校情報教育協会

情報系専門学校及び情報機器を活用するすべての専門学校を対象に、以下の事業を実施する。

- ①インターネットベーシックユーザーテスト〔iBut〕の実施
- ②会員加入促進強化
- ③情報教育に関する調査・研究事業の実施
- ④情報教育担当教員研修会、専修学校フォーラム2022などの実施
- ⑤第29回全国専門学校ロボット競技会の開催
- ⑥第18回ビジネスプロデュースコンペティションの開催
- ⑦第10回専門学校ゲームコンペティションの開催
- ⑧第8回専門学校CG作品コンテストの開催
- ⑨協会の電子化
- ⑩文部科学省事業の受託
- ⑪インターネットを活用した情報の提供

（７）公益社団法人全国経理教育協会

After コロナ With コロナ時代へ対応し、令和3年度の事業を推進する。

- ①公益社団法人としての事業の推進（簿記経理・税務教育の普及振興、検定公益事業の拡充）
- ②新検定のリリース 相続税法能力検定試験1級
- ③新検定の開発・既存検定試験の見直し、新規事業への取組
- ④全国簿記電卓競技大会並びに国際電卓競技会の開催（令和3年7月予選・9月全国大会ともオンライン方式で開催予定）
- ⑤受験教材の整備（問題集・テキスト・eラーニング開発）
- ⑥試験会場確保策の推進
- ⑦収益事業等の安定的収益確保
- ⑧検定試験の国際化の推進
- ⑨講習会の開催
- ⑩コンプライアンスの強化及び諸規定の整備
- ⑪事務局体制の強化、全経次世代を担う人材の掘り起こし、養成

（８）全国専門学校日本語教育協会

- ①理事会・総会・執行役員会の開催
 - ・令和3年度理事会・総会の開催
 - ・令和3年度執行役員会の開催
- ②委員会活動
 - ・ニュースレターの発行（月1、2回）
 - ・ホームページの更新
 - ・学校評価、質保証に関する研究
 - ・法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、文化庁、外務省の日本語教育や留学生に対する施策への対応の検討
 - ・新型コロナウイルス感染症に関連する施策への対応の検討
 - ・各地方出入国在留管理局への対応の検討
 - ・法務省、文部科学省、文化庁、日本語教育推進議員連盟などと連携し講演会などを開催
 - ・日本語教育に関する実践報告会などの開催
 - ・日本語教育関係6団体（本協会の他、（一財）日本語教育振興協会、（一社）全国日本語学校連合会、（一社）日本語学校ネットワーク、（一社）全国各種学校日本語教育協会、

- (一社) 全日本学校法人日本語教育協議会) として他団体と連携した活動
- ③日本語弁論大会の開催
- ・第34回全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の開催 (於大阪)

(9) 全国リハビリテーション教育協会

- 1、令和3年度 定例総会・理事会及び、情報交換会の開催
- 2、医療系eラーニングコンテンツ共同開発利用事業
 - ①運動学分野 コンテンツ制作
 - ②図録のデータベース化

年間主要会議日程 (予定)

◆令和3年

- 4月16日 (金) 事務担当者会議 (東京都・オンライン)
- 6月16日 (水) 全専各連第70回定例総会・第133回理事会 (東京都・アルカディア市ヶ谷)
- 6月17日 (木) 全国専門学校協会定例総会・理事会 (東京都・アルカディア市ヶ谷)
- 7月20日 (火) 九州ブロック会議 (長崎県・ザ・ホテル長崎ベストウェスタンプレミアコレクション)
- 8月20日 (金) 四国ブロック会議 (高知県・調整中)
- 8月24日 (火) 北関東信越ブロック会議 (栃木県・ホテル東日本宇都宮)
- 8月27日 (金) 近畿ブロック会議 (奈良県・コンベンションセンター)
- 9月14日 (火) 北海道ブロック会議 (札幌市・ホテル札幌ガーデンパレス)
- 10月 8日 (金) 東北ブロック会議 (福島県・ホテル華の湯)
- 10月29日 (金) 南関東ブロック会議 (神奈川県・崎陽軒本店)
- 11月26日 (金) 全国都道府県協会等代表者会議 (東京都・アルカディア市ヶ谷)

◆令和4年

- 2月24日 (木) 全専各連第134回理事会・全専協理事会合同会議 (東京都・アルカディア市ヶ谷)

<その他>

第76回全国私立学校審議会連合会総会

- 10月28日 (木) ~ 29日 (金) 兵庫県・ホテルクラウンパレス神戸

第4号議案 令和3年度収支予算案

収支予算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[10,000]	[0]
基本財産利息収入	10,000	10,000	0
入会金収入	[300,000]	[300,000]	[0]
入会金収入	300,000	300,000	0
会費収入	[117,800,000]	[119,800,000]	[△ 2,000,000]
都道府県協会等会費収入	116,000,000	118,000,000	△ 2,000,000
分野別専門部会費収入	1,800,000	1,800,000	0
雑収入	[20,000]	[20,000]	[0]
受取利息収入	10,000	10,000	0
雑収入	10,000	10,000	0
事業活動収入計	118,130,000	120,130,000	△ 2,000,000
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[20,100,000]	[21,800,000]	[△ 1,700,000]
総会運営費支出	1,500,000	1,600,000	△ 100,000
役員会運営費支出	5,500,000	6,000,000	△ 500,000
委員会運営費支出	3,450,000	4,100,000	△ 650,000
事務担当者会議費支出	1,350,000	1,800,000	△ 450,000
ブロック会議費支出	6,300,000	6,300,000	0
出張旅費支出	2,000,000	2,000,000	0
振興対策費支出	[4,300,000]	[4,300,000]	[0]
会議費支出	300,000	300,000	0
対策諸費支出	4,000,000	4,000,000	0
広報活動費支出	[4,250,000]	[4,250,000]	[0]
広報活動費支出	2,000,000	2,000,000	0
広報発行費支出	2,250,000	2,250,000	0
協会運営費支出	[29,770,000]	[29,770,000]	[0]
協会運営費支出	29,770,000	29,770,000	0
職業教育の日推進費支出	[1,850,000]	[1,800,000]	[50,000]
職業教育の日推進費支出	1,850,000	1,800,000	50,000
交付金支出	[2,320,000]	[0]	[2,320,000]
都道府県協会等交付金支出	2,320,000	0	2,320,000
管理費支出	[64,450,000]	[66,860,000]	[△ 2,410,000]
給料手当支出	40,500,000	40,500,000	0
雑給支出	4,500,000	4,500,000	0
法定福利費支出	7,400,000	7,400,000	0
福利厚生費支出	800,000	800,000	0
旅費交通費支出	1,300,000	1,200,000	100,000
顧問料支出	2,100,000	2,100,000	0
通信運搬費支出	400,000	400,000	0
消耗品費支出	600,000	600,000	0
新聞図書費支出	300,000	300,000	0
印刷費支出	200,000	260,000	△ 60,000
水道光熱費支出	500,000	500,000	0
家賃支出	4,850,000	4,850,000	0
租税公課支出	50,000	50,000	0
支払手数料支出	700,000	790,000	△ 90,000
都道府県協会等交付金支出	0	2,360,000	△ 2,360,000
雑支出	250,000	250,000	0
事業活動支出計	127,040,000	128,780,000	△ 1,740,000
事業活動収支差額	△ 8,910,000	△ 8,650,000	△ 260,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	[13,400,000]	[15,100,000]	[△ 1,700,000]
活性化対策特定預金取崩収入	13,400,000	15,100,000	△ 1,700,000
投資活動収入計	13,400,000	15,100,000	△ 1,700,000
2. 投資活動支出			
特定預金支出	[2,400,000]	[21,400,000]	[△ 19,000,000]
退職給付引当特定預金支出	2,400,000	4,400,000	△ 2,000,000
活性化対策特定預金支出	0	17,000,000	△ 17,000,000
投資活動支出計	2,400,000	21,400,000	△ 19,000,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
投資活動収支差額	11,000,000	△ 6,300,000	17,300,000
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000	2,000,000	0
当期収支差額	90,000	△ 16,950,000	17,040,000
前期繰越収支差額	60,750,011	77,700,011	△ 16,950,000
次期繰越収支差額	60,840,011	60,750,011	90,000

第5号議案 令和3年度第1次補正予算案

第1次補正予算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[0]	[10,000]
基本財産利息収入	10,000	0	10,000
入会金収入	[300,000]	[0]	[300,000]
入会金収入	300,000	0	300,000
会費収入	[117,800,000]	[0]	[117,800,000]
都道府県協会等会費収入	116,000,000	0	116,000,000
分野別専門部会費収入	1,800,000	0	1,800,000
雑収入	[20,000]	[0]	[20,000]
受取利息収入	10,000	0	10,000
雑収入	10,000	0	10,000
事業活動収入計	118,130,000	0	118,130,000
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[20,100,000]	[0]	[20,100,000]
総会運営費支出	1,500,000	0	1,500,000
役員会運営費支出	5,500,000	0	5,500,000
委員会運営費支出	3,450,000	0	3,450,000
事務担当者会議費支出	1,350,000	0	1,350,000
ブロック会議費支出	6,300,000	0	6,300,000
出張旅費支出	2,000,000	0	2,000,000
振興対策費支出	[4,300,000]	[0]	[4,300,000]
会議費支出	300,000	0	300,000
対策諸費支出	4,000,000	0	4,000,000
広報活動費支出	[4,250,000]	[0]	[4,250,000]
広報活動費支出	2,000,000	0	2,000,000
広報発行費支出	2,250,000	0	2,250,000
協会運営費支出	[29,770,000]	[0]	[29,770,000]
協会運営費支出	29,770,000	0	29,770,000
職業教育の日推進費支出	[1,850,000]	[0]	[1,850,000]
職業教育の日推進費支出	1,850,000	0	1,850,000
交付金支出	[2,320,000]	[0]	[2,320,000]
都道府県協会等交付金支出	2,320,000	0	2,320,000
管理費支出	[64,450,000]	[0]	[64,450,000]
給料手当支出	40,500,000	0	40,500,000
雑給支出	4,500,000	0	4,500,000
法定福利費支出	7,400,000	0	7,400,000
福利厚生費支出	800,000	0	800,000
旅費交通費支出	1,300,000	0	1,300,000
顧問料支出	2,100,000	0	2,100,000
通信運搬費支出	400,000	0	400,000
消耗品費支出	600,000	0	600,000
新聞図書費支出	300,000	0	300,000
印刷費支出	200,000	0	200,000
水道光熱費支出	500,000	0	500,000
家賃支出	4,850,000	0	4,850,000
租税公課支出	50,000	0	50,000
支払手数料支出	700,000	0	700,000
雑支出	250,000	0	250,000
事業活動支出計	127,040,000	0	127,040,000
事業活動収支差額	△ 8,910,000	0	△ 8,910,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	[13,400,000]	[0]	[13,400,000]
活性化対策特定預金取崩収入	13,400,000	0	13,400,000
投資活動収入計	13,400,000	0	13,400,000
2. 投資活動支出			
特定預金支出	[2,400,000]	[43,000,000]	[45,400,000]
退職給付引当特定預金支出	2,400,000	0	2,400,000
活性化対策特定預金支出	0	43,000,000	43,000,000
投資活動支出計	2,400,000	43,000,000	45,400,000
投資活動収支差額	11,000,000	△ 43,000,000	△ 32,000,000

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000	0	2,000,000
当期収支差額	90,000	△ 43,000,000	△ 42,910,000
前期繰越収支差額	60,750,011	47,708,726	108,458,737
次期繰越収支差額	60,840,011	4,708,726	65,548,737

